

株式会社新生銀行

証券コード 8303

第16期 定時株主総会 招集ご通知

日時 平成28年6月22日(水曜日) 午前10時
(受付開始：午前9時)

場所 野村コンファレンスプラザ日本橋 大ホール
東京都中央区日本橋室町2丁目4番3号
日本橋室町野村ビル 6階
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)

議案 第1号議案 定款一部変更の件
第2号議案 取締役7名選任の件
第3号議案 監査役1名選任の件
第4号議案 補欠監査役1名選任の件

目次

| | |
|-------------------|----|
| 第16期定時株主総会招集ご通知 … | 1 |
| 株主総会参考書類 …………… | 3 |
| (提供書面) | |
| 第16期事業報告 …………… | 11 |
| 連結計算書類 …………… | 43 |
| 計算書類 …………… | 46 |
| 監査報告書 …………… | 50 |

議決権行使等についてのご案内

議決権は、以下の3つの方法により行使いただくことができます。

株主総会にご出席される場合



議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、**会場受付にご提出**ください。

日時 平成28年 6 月22日 (水曜日) **午前10時** (受付開始：午前9時)

株主総会にご出席いただけない場合、議決権を有する他の株主1名を代理人として株主総会にご出席いただくことが可能です。ただし、代理権を証明する書類のご提出が必要となりますので、ご了承ください。

郵送で議決権を行使される場合



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限 平成28年 6 月21日 (火曜日) **午後5時到着分まで**

インターネットで議決権を行使される場合

詳細は次頁をご覧ください



パソコン、スマートフォン(ただし一部機種を除く)または携帯電話から議決権行使サイト (<http://www.web54.net>) にアクセスし、同封の議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」および「パスワード」をご入力いただき、画面の案内にしたがって賛否をご登録ください。

行使期限 平成28年 6 月21日 (火曜日) **午後5時まで**

※バーコード読取機能付の携帯電話を利用して右の「QRコード®」を読み取り、議決権行使サイトにアクセスすることも可能です。
(QRコードは、株式会社デンソーウェブの登録商標です。)



管理信託銀行等の名義株主様(常任代理人様を含みます。)につきましては、株式会社東京証券取引所等により設立された合弁会社株式会社ICJが運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームの利用を事前に申し込まれた場合には、当行株主総会における電磁的方法による議決権行使の方法として、当該プラットフォームをご利用いただくことができます。

インターネットにより議決権を行使される場合のお手続について

議決権をインターネットにより行使される場合は、下記事項をご承のうえ、行使くださいますようお願い申し上げます。

1. インターネットによる議決権行使は、当行の指定する以下の議決権行使サイトをご利用いただくことによるのみ可能です。なお、議決権行使サイトは、携帯電話を用いたインターネットでもご利用が可能です。
【議決権行使サイトURL】 <http://www.web54.net>
2. インターネットにより議決権を行使される場合は、同封の議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」および「パスワード」をご入力いただき、画面の案内にしたがって議案の賛否をご登録ください。
3. インターネットによる議決権行使は、平成28年6月21日（火曜日）午後5時まで受付いたしますが、議決権行使結果の集計の都合上、お早めにご行使くださいますようお願いいたします。
4. 書面とインターネットにより、二重に議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
5. インターネットによって複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
6. 議決権行使サイトをご利用いただく際のプロバイダへの接続料金および通信事業者への通信料金（電話料金等）は株主さまのご負担となります。

インターネットによる議決権行使のためのシステム環境について

議決権行使サイトをご利用いただくためには、次のシステム環境が必要です。

1. インターネットにアクセスできること。
2. パソコンを用いて議決権を行使される場合は、インターネット閲覧（ブラウザ）ソフトウェアとして、Microsoft® Internet Explorer 6.0以上を使用できること。ハードウェアの環境として、上記インターネット閲覧（ブラウザ）ソフトウェアを使用することができること。
3. 携帯電話を用いて議決権を行使される場合は、使用する機種が、128bitSSL通信（暗号化通信）が可能な機種であること。
（セキュリティ確保のため、128bitSSL通信（暗号化通信）が可能な機種のみ対応しておりますので、スマートフォンを含む一部の機種ではご利用いただけません。）

（Microsoftは、米国Microsoft Corporationの米国およびその他の国における登録商標です。）

インターネットによる議決権行使に関するお問い合わせ

ご不明な点につきましては、以下にお問い合わせくださいますようお願い申し上げます。

株主名簿管理人 三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート

専用ダイヤル ☎ 0120-652-031（午前9時～午後9時）

議決権行使以外のご照会 ☎ 0120-782-031（午前9時～午後5時、土日休日を除く）

証券会社に口座をお持ちの株主さまは、お取引の証券会社にてお問い合わせください。

電磁的方法による招集通知の受領を承諾された株主さまが議決権行使書面等を請求された場合は、書面にて交付することとします。上記専用ダイヤルまでご請求ください。

株 主 各 位

東京都中央区日本橋室町二丁目4番3号
株 式 会 社 新 生 銀 行
代 表 取 締 役 社 長 工 藤 英 之

第16期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

このたびの平成28年熊本地震で被災された皆さまに心よりお見舞い申し上げますとともに、一日も早い復興をお祈り申し上げます。

さて、当行第16期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただき、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示のうえ、ご送付いただくか、または電磁的方法（インターネット等）によって議決権を行使することができますので、前記「議決権行使等についてのご案内」をご高覧のうえ、いずれかの方法により、平成28年6月21日（火曜日）午後5時までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

- 1. 日 時** 平成28年6月22日（水曜日）
午前10時 開会（午前9時 受付開始）
- 2. 場 所** 東京都中央区日本橋室町二丁目4番3号
日本橋室町野村ビル 6階 野村コンファレンスプラザ日本橋 大ホール
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)

例年会場内に設置しておりましたカフェコーナーにつきましては、本年より取りやめることいたしました。何卒ご了承くださいますようお願い申し上げます。

3. 目的事項

報告事項

1. 第16期（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）事業報告、連結計算書類、ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第16期（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案** 定款一部変更の件
第2号議案 取締役7名選任の件
第3号議案 監査役1名選任の件
第4号議案 補欠監査役1名選任の件

以上

本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、「連結計算書類」及び「計算書類」の「注記表」につきましては、法令及び当行定款第13条に基づき、インターネット上の当行ウェブサイト（<http://www.shinseibank.com>）に掲載しておりますので、本招集ご通知及び提供書面には記載しておりません。したがって、本招集ご通知の提供書面の連結計算書類及び計算書類は、監査役または会計監査人が監査報告または会計監査報告を作成するに際して監査をした連結計算書類及び計算書類の一部であります。

株主総会参考書類に記載すべき事項並びに計算書類、連結計算書類及び事業報告の内容とすべき事項について、本招集ご通知を発出した日から株主総会の前日までに修正する必要がある場合は、修正後の事項を当行ウェブサイト（<http://www.shinseibank.com>）に掲載いたしますのでご了承ください。

当日ご出席いただけない株主さまが後日株主総会の模様をご覧いただけますよう、当行ウェブサイトにて第16期定時株主総会の模様を一定期間公開する予定です。なお、ご出席の株主さまの映像は公開いたしません。

株主総会参考書類

第1号議案 定款一部変更の件

1. 定款変更の事由

「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）の施行により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）および社外監査役でない監査役との間でも責任限定契約を締結することが可能となりました。これに伴い、適切な人材を確保し、それらの取締役および監査役につきましても期待される役割を十分発揮できるようにするため、現行定款第23条（取締役の責任免除）、第30条（監査役の責任免除）につきまして、所要の変更を行うものであります。

なお、定款第23条の変更に関しましては、各監査役の同意を得ております。

2. 定款変更の内容

変更の内容は以下のとおりであります。

(下線は変更部分)

| 現 行 定 款 | 変 更 案 |
|---|--|
| (取締役の責任免除) 第23条 (条文省略) 2 当銀行は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間で、任務を怠ったことによる損害賠償責任について、会社法第425条第1項各号の額の合計額を限度とする旨の契約を締結することができる。 | (取締役の責任免除) 第23条 (現行どおり) 2 当銀行は、会社法第427条第1項の規定により、 <u>取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）</u> との間で、任務を怠ったことによる損害賠償責任について、会社法第425条第1項各号の額の合計額を限度とする旨の契約を締結することができる。 |
| (監査役の責任免除) 第30条 (条文省略) 2 当銀行は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間で、任務を怠ったことによる損害賠償責任について、会社法第425条第1項各号の額の合計額を限度とする旨の契約を締結することができる。 | (監査役の責任免除) 第30条 (現行どおり) 2 当銀行は、会社法第427条第1項の規定により、 <u>監査役</u> との間で、任務を怠ったことによる損害賠償責任について、会社法第425条第1項各号の額の合計額を限度とする旨の契約を締結することができる。 |

第2号議案 取締役7名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって、取締役全員（7名）が任期満了となります。つきましては、取締役7名の選任をお願いしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

| | 氏名 (生年月日) | 略歴、当行における地位、担当及び重要な兼職の状況 | 所有する当行株式の数 |
|---|--|---|-------------------------|
| 1 | <p style="text-align: center;">再任</p> <p style="text-align: center;">く どう ひで ゆき 工 藤 英 之 (昭和38年9月1日生)</p> <p><取締役会への出席状況> 8/8回 (100%)</p> | <p>昭和62年4月 株式会社第一勧業銀行（現 株式会社みずほ銀行）入行</p> <p>平成13年5月 みずほ証券株式会社投資銀行部門アドバイザリー第2部部长</p> <p>平成15年8月 エートス・ジャパン・エルエルシー アクイジショングループディレクター</p> <p>平成17年5月 同社マネージングディレクター</p> <p>平成18年6月 MID都市開発株式会社（現 関電不動産開発株式会社）代表取締役社長</p> <p>平成19年1月 同社取締役副会長</p> <p>平成19年6月 エートス・ジャパン・エルエルシー 投資部門マネージングディレクター</p> <p>平成22年9月 当行常務執行役員法人・商品部門副部門長</p> <p>平成23年4月 当行常務執行役員ストラクチャードファイナンス本部長</p> <p>平成25年4月 当行常務執行役員チーフリスクオフィサーリスク管理部門長</p> <p>平成27年4月 当行常務執行役員</p> <p>平成27年6月 当行代表取締役社長（現任）</p> | <p>普通株式 62,481株</p> |
| 2 | <p style="text-align: center;">再任</p> <p style="text-align: center;">なか むら ゆき お 中 村 行 男 (昭和29年9月5日生)</p> <p><取締役会への出席状況> 8/8回 (100%)</p> | <p>昭和53年4月 株式会社日本長期信用銀行（現 株式会社新生銀行）入行</p> <p>平成12年10月 当行審査業務部長兼ポートフォリオ・リスク統轄部長</p> <p>平成19年4月 当行審査業務部長兼ポートフォリオ・リスク統轄部長兼オペレーショナルリスク管理部長</p> <p>平成20年6月 当行執行役法人営業統轄本部長</p> <p>平成21年10月 当行常務執行役法人営業統轄本部長</p> <p>平成22年6月 当行代表取締役専務執行役員チーフリスクオフィサー リスク管理部門長</p> <p>平成25年4月 当行代表取締役副社長 チーフオブスタッフコーポレートスタッフ部門長</p> <p>平成27年4月 当行代表取締役副社長（現任）</p> | <p>普通株式 13,989株</p> |

| | 氏名 (生年月日) | 略歴、当行における地位、担当及び重要な兼職の状況 | 所有する当行 株式の数 |
|---|---|--|---------------------|
| 3 | <div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;">再任</div> <div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;">社外</div> J.クリストファー フラワーズ (昭和32年10月27日生) <取締役会への出席状況> 8/8回 (100%) | 昭和54年3月 ゴールドマン・サックス証券会社入社 昭和63年12月 同社パートナー 平成12年3月 当行取締役 (現任) 平成14年11月 J. C. フラワーズ社マネージングディレクター兼最高経営責任者 (現任) 平成19年8月 ケスラーグループ アドバイザリーボードメンバー (現任) 平成24年5月 NIBCホールディング スーパーバイザリーボードメンバー (現任) | 普通株式 76,753,748株 |
| 4 | <div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;">再任</div> <div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;">社外</div> アーネスト M.比嘉 ^{ひが} (昭和27年10月15日生) <取締役会への出席状況> 7/8回 (87%) | 昭和51年4月 株式会社ヒガ・インダストリーズ入社 昭和58年4月 同社代表取締役社長 平成20年4月 一般社団法人東京ニュービジネス協議会特別理事 (現任) 平成21年5月 コロンビアビジネススクール理事 (現任) 平成22年2月 株式会社ヒガ・インダストリーズ代表取締役会長 平成22年6月 株式会社ジェーシー・コムサ取締役 (現任) 平成23年3月 ウェンディーズ・ジャパン合同会社最高経営責任者 (現任) 平成25年6月 当行取締役 (現任) 平成27年4月 株式会社ヒガ・インダストリーズ代表取締役会長兼社長 (現任) | 普通株式 14,295株 |
| 5 | <div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;">再任</div> <div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;">社外</div> かに ^{しげる} 可児 滋 (昭和18年9月20日生) <取締役会への出席状況> 8/8回 (100%) | 昭和41年4月 日本銀行入行 平成4年5月 東京金融先物取引所 (現 株式会社東京金融取引所) 常任監事 平成8年5月 日本銀行文書局長 平成11年5月 東京証券取引所常務理事 平成14年4月 日本電気株式会社顧問 平成16年6月 当行取締役 (現任) 平成18年4月 横浜商科大学教授 平成26年4月 同大学特任教授 (現任) | 普通株式 129,697株 |
| 6 | <div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;">再任</div> <div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;">社外</div> まき ^{じゆん} 槇 原 純 (昭和33年1月15日生) <取締役会への出席状況> 8/8回 (100%) | 昭和56年9月 ゴールドマン・サックス証券会社入社 平成4年11月 同社パートナー 平成8年11月 同社東京支店共同支店長 平成12年7月 株式会社ネオテニー取締役会長 平成18年6月 マネックスグループ株式会社取締役 (現任) 平成23年6月 当行取締役 (現任) 平成26年9月 フィリップモリスインターナショナル取締役 (現任) | 普通株式 200,000株 |

| | 氏名 (生年月日) | 略歴、当行における地位、担当及び重要な兼職の状況 | 所有する当行株式の数 |
|---|--|--|------------|
| 7 | <div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;">再任</div> <div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px; margin-left: 10px;">社外</div> とみむらりゅういち 富村隆一 (昭和34年2月17日生) <取締役会への出席状況> 8/8回 (100%) | 昭和58年10月 日本アイ・ビー・エム株式会社入社 平成3年10月 株式会社リクルート (現 株式会社リクルートホールディングス) ネットワークインテグレーション事業部長 平成6年1月 プライスウォーターハウスコンサルタント株式会社常務取締役 平成14年10月 IBMビジネスコンサルティングサービス株式会社常務取締役 IBMコーポレーション ビジネスコンサルティングサービス アジア・パシフィック ヴァイスプレジデント 平成16年2月 日本テレコム株式会社 (現 ソフトバンク株式会社) 代表執行役副社長 平成19年12月 株式会社RHJインターナショナル・ジャパン代表取締役 平成22年4月 株式会社シグマックス取締役副社長 (現任) 平成24年8月 株式会社プラン・ドゥ・シー取締役 (現任) 平成26年6月 当行監査役 平成27年6月 当行取締役 (現任) | 0株 |

- (注) 1. 現に当行の取締役である候補者の当行における担当については事業報告 (30頁) に記載しております。
2. 取締役会への出席状況は、平成27年6月の定時株主総会後から平成28年4月末までに開催された取締役会について記載しております。
3. 取締役候補者の「略歴、当行における地位、担当及び重要な兼職の状況」において「現任」の記載がないものについては、全て退任しております。
4. 取締役候補者のうち工藤英之氏及び中村行男氏は、取締役選任後に開催される取締役会において銀行の常務に従事する取締役として選任される予定です。両候補者は、いずれも銀行の経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識及び経験を有しております。
5. 候補者と当行との特別の利害関係について
- (1) 当行は、J. クリストファー フラワーズ氏が設立し、マネージングディレクター兼最高経営責任者をつとめる投資助言会社であるJ. C. フラワーズ社が助言を行うJCF Associates II Ltd.及びJCF Associates III Ltd.がそれぞれ運営するJ.C. Flowers II L.P.及びJ.C. Flowers III L.P.に対して出資を行っています。

- (2) 平成20年1月、J. C. フラワーズ社により助言を受けた4つの投資ヴィークルが、公開買付けによって当行の普通株式358,456千株を取得し、さらに当行の資本基盤増強のため117,647千株の新規発行普通株式を引受けました。加えて、平成23年3月、当行が行った海外募集による新株式発行に際し、同投資ヴィークル及びJ. クリストファー フラワーズ氏は、合計で172,000千株の新規発行普通株式を取得し、その内、22,500千株を現在も引き続き保有しています。
J. クリストファー フラワーズ氏は当行の取締役であり、J. C. フラワーズ社の創設者かつ経営陣でもあります。
- (3) 当行は、NIBCホールディングに対して、J. C. フラワーズ社が助言を行う投資組合を通じて、間接的に投資を行っていますが、NIBCホールディングを間接的に支配しているNew NIB リミテッドに対し、J. クリストファー フラワーズ氏が49%の議決権を保有しております。
- (4) 当行は、J. クリストファー フラワーズ氏がアドバイザーボードメンバーであるケスラーグループに対して、上記J.C. Flowers II L.P.を通じて、間接的に投資を行っています。J.C. Flowers II L.P.は、ケスラーグループの25.5%の議決権を保有しております。
- (5) 富村隆一氏が平成24年6月に代表取締役を退任した株式会社RHJインターナショナル・ジャパンと当行との間には、富村隆一氏の同社在任期間から現在に至るまで取引及び資本関係はありません。その他の取締役候補者と当行の間には、いずれも特別の利害関係はありません。

6. 責任限定契約の内容の概要について

取締役候補者のうちJ. クリストファー フラワーズ、アーネスト M. 比嘉、可児 滋、榎原 純、富村隆一の各氏は、当行と会社法第427条第1項に基づき責任限定契約を締結しております。その内容の概要は、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定するものとし、かかる任務懈怠により当行に損害を与えた場合、各取締役が職務を行うにつき善意で重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として損害賠償責任を負担するものとなっております。上記5名の再任が承認された場合、当行は5名各氏との間の上記責任限定契約を継続する予定であります。

7. J. クリストファー フラワーズ、アーネスト M. 比嘉、可児 滋、榎原 純、富村隆一の各氏は社外取締役候補者であります。

8. 社外取締役候補者に関する事項は以下のとおりであります。

(1) 社外取締役候補者の選任理由について

- ① J. クリストファー フラワーズ氏につきましては、銀行業務、金融サービス業及び金融業務全般についての専門性と幅広い見識を当行の経営に反映していただくため、社外取締役として選任をお願いするものです。
- ② アーネスト M. 比嘉氏につきましては、消費者を対象とした事業の経験と高い見識を当行経営に反映していただくため、社外取締役として選任をお願いするものです。
- ③ 可児 滋氏につきましては、リスク管理分野における見識と銀行業務に関する幅広い知識を当行の経営に反映していただくため、社外取締役として選任をお願いするものです。
- ④ 榎原 純氏につきましては、金融に関する豊富な知識、また、国内及び国外での経験を当行経営に反映していただくため、社外取締役として選任をお願いするものです。
- ⑤ 富村隆一氏につきましては、企業経営者及びコンサルタントとしての豊富な経験と情報システムを含む幅広い知識を当行経営に反映していただくため、社外取締役として選任をお願いするものです。

- (2) 社外取締役候補者が最後に選任された後在任中に当該株式会社において法令又は定款に違反する事実、その他不当な業務執行が行われた事実、並びに当該事実発生の予防のために当該候補者が行った行為及び当該事実の発生後の対応として行った行為について該当事項はありません。
 - (3) 社外取締役候補者が過去5年間に他の株式会社の執行役又は取締役、監査役に就任していた場合において、その在任中に当該株式会社において法令又は定款に違反する事実、その他不当な業務執行が行われた事実、並びに当該候補者がその事実の発生予防及び発生後の対応として行った行為について該当事項はありません。
 - (4) 社外取締役候補者のうち現に当行の社外取締役及び監査役である者が社外取締役及び監査役に就任してからの年数について
 - ① J. クリストファー フラワーズ氏の社外取締役の在任期間は、本定時株主総会終結時をもって通算15年3ヶ月であります。
 - ② アーネスト M. 比嘉氏の社外取締役の在任期間は、本定時株主総会終結時をもって3年であります。
 - ③ 可児 滋氏の社外取締役の在任期間は、本定時株主総会終結時をもって12年であります。
 - ④ 榎原 純氏の社外取締役の在任期間は、本定時株主総会終結時をもって5年であります。
 - ⑤ 富村隆一氏の監査役および社外取締役の在任期間は、本定時株主総会終結時をもって通算2年であります。
9. 当行は、株式会社東京証券取引所に対して、アーネスト M. 比嘉、可児 滋、榎原 純、富村隆一の各氏を独立役員とする独立役員届出書を提出しております。

第3号議案 監査役1名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって、監査役1名が任期満了となりますので、監査役1名の選任をお願いしたいと存じます。

本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

| 氏名 (生年月日) | 略歴、当行における地位および重要な兼職の状況 | 所有する当行株式の数 |
|---|---|------------|
| <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; margin-bottom: 5px;">再任</div> なが た しん や 永 田 信 哉 (昭和33年6月29日生) | 昭和56年4月 株式会社日本長期信用銀行(現 株式会社新生銀行) 入行 平成13年12月 当行財務管理部長 平成18年10月 当行グループ財務管理部長兼グループ財務プロジェクト部長 平成21年4月 当行グループ財務管理部長兼グループ財務経理部長 平成21年9月 当行グループ財務管理部長 平成22年6月 当行グループ財務管理部長兼グループ財務経理部長 平成22年9月 当行執行役員グループ財務管理部長兼グループ財務経理部長 平成22年10月 当行執行役員財務管理部長 平成24年6月 当行常勤監査役(現任) | 11,535株 |

(注) 監査役候補者と当行との間には、特別の利害関係はありません。

第4号議案 補欠監査役1名選任の件

現任の社外監査役以外の監査役の補欠としての補欠監査役である對間康二郎氏から、本定時株主総会終結時をもって補欠監査役を辞退したいとの申し出がありましたので、第14期定時株主総会の決議に基づき、監査役会の同意を得て、本定時株主総会終結時をもって同氏の補欠監査役選任の取消しを行う旨、取締役会において決議いたしました。

つきましては、法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備えて、会社法第329条第3項に定める補欠監査役1名の選任をお願いしたいと存じます。候補者相川尚久氏は、当行の社外監査役以外の監査役の補欠としての補欠監査役候補者といいたします。また、補欠監査役の選任の効力は、就任前に限り、監査役会の同意を得て、取締役会の決議によりその選任を取消すことができるものとさせていただきます。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

| 氏名 (生年月日) | 略歴及び重要な兼職の状況 | 所有する当行株式の数 |
|--------------------------------------|--|------------|
| あい かわ なお ひさ 相川尚久 (昭和44年3月27日生) | 平成3年4月 株式会社日本長期信用銀行(現株式会社新生銀行) 入行 平成18年5月 当行仙台支店事業法人担当次長 平成20年2月 当行コンプライアンス統轄部次長 平成23年12月 当行法務・コンプライアンス統轄部次長 平成28年4月 当行監査役室長(現任) | 0株 |

(注) 補欠監査役候補者と当行との間には、特別の利害関係はありません。

以上

(提供書面)

第16期 (平成27年4月1日から平成28年3月31日まで) 事業報告

1. 当行の現況に関する事項

(1) 企業集団の事業の経過及び成果等

【企業集団の主要な事業内容】

当行グループ（平成28年3月31日現在、当行、子会社250社（株式会社アプラスフィナンシャル、昭和リース株式会社、新生フィナンシャル株式会社および新生プリンシパルインベストメンツ株式会社等の連結子会社160社、非連結子会社90社）、および関連会社21社（日盛金融控股股份有限公司等の持分法適用会社20社、持分法非適用会社1社）により構成）は、『法人部門』、『金融市場部門』および『個人部門』を通じ、国内の法人や個人のお客さまへ幅広い金融商品・サービスを提供しています。『法人部門』、『金融市場部門』および『個人部門』は、それぞれが提供する金融商品・サービス別のセグメントから構成されており、各セグメントにおける当行および関係会社の位置付け等は次のとおりとなっております。

『法人部門』の「法人営業」セグメントは事業法人、公共法人、金融法人向けの金融商品・サービスおよびアドバイザー業務を、「ストラクチャードファイナンス」セグメントはノンリコースローン等の不動産金融業務、建設・不動産業を営む事業法人向けの金融商品・サービス、スペシャルティファイナンス（企業買収ファイナンス等）に関する金融商品・サービスおよび信託業務を、「プリンシパルトラザクシヨンズ」セグメントはクレジットトレーディングに関連する金融商品・サービスおよびプライベートエクイティ業務等を、「昭和リース」セグメントはリースを中心とする金融商品・サービスを提供しております。

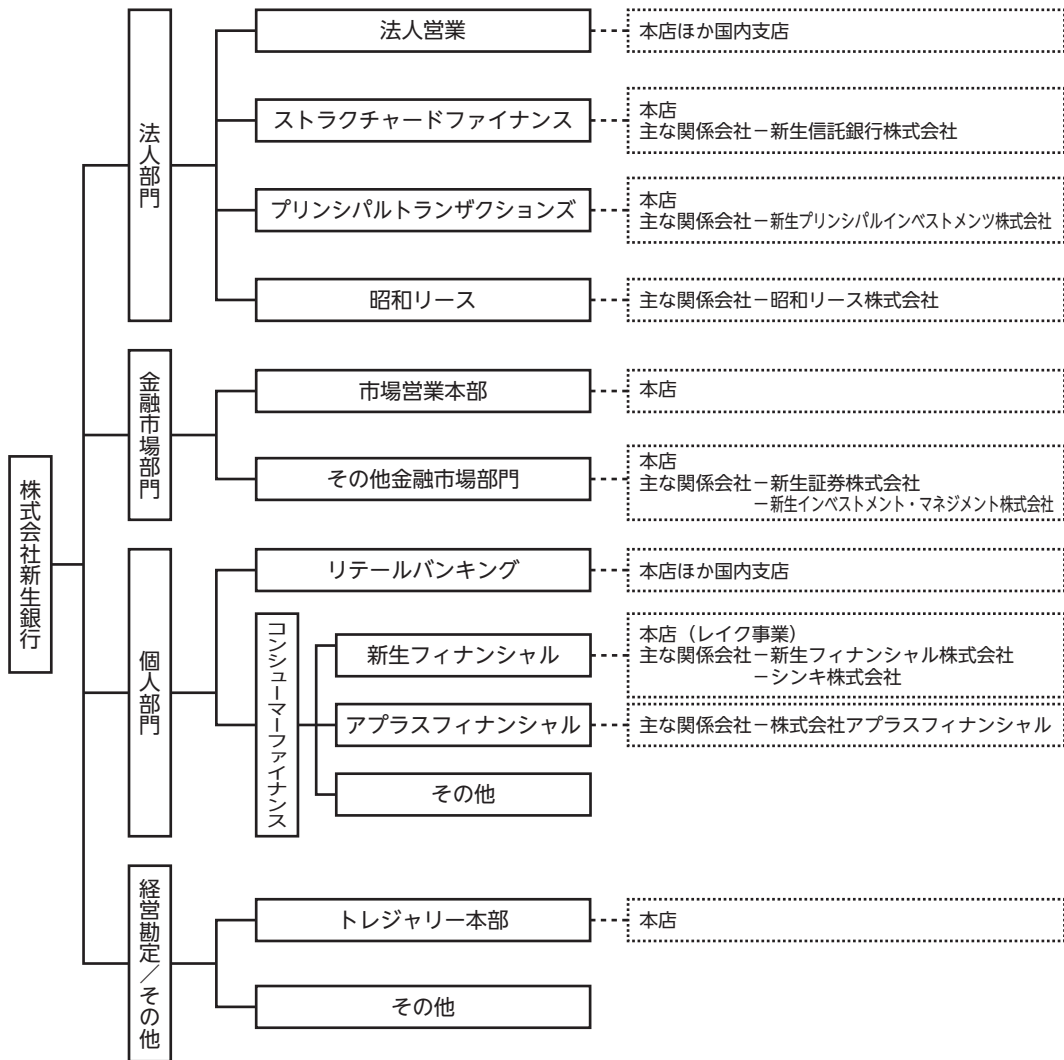
『金融市場部門』の「市場営業本部」セグメントは、

外国為替、デリバティブ、株式関連、その他のキャピタルマーケット業務を、「その他金融市場部門」セグメントは、新生証券株式会社による証券業務、アセットマネジメント業務およびウェルスマネジメント業務等を提供しております。

『個人部門』の「リテールバンキング」セグメントは個人向けの金融取引・サービスを、「新生フィナンシャル」セグメントは、新生フィナンシャル株式会社（以下「新生フィナンシャル」）、シンキ株式会社および当行における個人向け無担保カードローン事業「新生銀行カードローン レイク」による消費者金融業務を、「アプラスフィナンシャル」セグメントは個別信用購入斡旋、クレジットカード、信用保証、融資および集金代行サービスを提供しております。また、『個人部門』の「その他」には、コンシューマーファイナンス本部機能およびその他子会社の損益が含まれております。

また、『経営勘定／その他』の「トレジャリー本部」セグメントは、ALM業務、資本性を含む資金調達業務を行っております。

以上述べた事項を事業系統図によって示すと、次のとおりであります。



【金融経済環境】

当事業年度において、個人消費は平成26年4月の消費増税後の回復ペースが鈍く、企業の生産活動や輸出は中国をはじめとする新興国等の景気減速の影響を受けるなど、日本経済は一部に弱さもみられましたが、基本的には、企業収益はおおむね好調、雇用情勢は着実に改善を示すなど、引き続き緩やかな回復基調を維持しました。

こうした中、政府は平成27年6月に、経済再生を実現させるために「経済財政運営と改革の基本方針（骨太の方針）」及び「日本再興戦略」の改訂版を閣議決定し、岩盤規制改革や企業の収益力強化の実現に取り組むこと等を明確にしました。同年10月には環太平洋パートナーシップ（TPP）協定交渉が大筋合意し、平成28年3月には法人実効税率を20%台に引き下げる税制改正が行われました。また、日銀は引き続き異次元の金融緩和策を推進し、平成28年2月には2%の物価安定目標を早期に実現するため、金融機関が保有する日銀当座預金のうち、各金融機関の既往の残高等を上回る部分にマイナス0.1%の金利を適用する、いわゆるマイナス金利政策を導入しました。今後は、雇用・所得環境の改善が続くなかで、政府等による各種施策の効果もあって、景気の緩やかな回復が続くことが期待されますが、依然として中国をはじめとするアジア新興国や資源国等を中心とした海外経済の下振れ懸念や、近時の急激な円高など不安定な金融市場の変動が景気の下押しリスクとなっており、引き続きこれらの動向を注視すべき状況にあるといえます。また、平成28年熊本地震の日本経済に与える影響にも留意が必要であるといえます。

金融市場を概観すると、まず国内金利については、長期および短期金利ともに引き続き低水準で推移しました。特に、日銀がマイナス金利政策を導入した後は金利が一段と低下し、長期金利（10年国債利回り）は平成28年3月末にはマイナス0.05%程度（平成27年3月末比約0.4%の低下）となりました。次に為替相場

については、日米欧の主要中央銀行とも金融緩和策を継続していますが、平成27年12月に米国経済の回復を踏まえて米連邦準備理事会（FRB）が利上げに踏み切るなど、米国の金融政策が正常化に向かうなか円安基調で推移したものの、その後は世界経済の下振れ懸念や追加利上げの見送りもあって円が買われ、平成28年3月末には米ドル円で112円台（平成27年3月末比約7円の円高）となりました。一方、ユーロ相場については、一時、主に欧州国債利回りの上昇によりユーロ円で140円台まで円安に振れたものの、その後、ギリシャ債務危機の再燃や欧州中央銀行（ECB）による追加緩和もあってユーロが売られ、平成28年3月末にはユーロ円で127円台（同比約1円の円高）となりました。最後に日経平均株価については、好調な企業業績を受けて平成27年4月から6月にかけて上昇基調が続き、約15年ぶりに2万円台を回復しましたが、その後は中国経済の減速など世界経済の不透明感を背景に下落し、平成28年3月末の終値は1万6,758円67銭（平成27年3月末比約2,450円の下落）となりました。

【企業集団を巡る当事業年度における事業の経過及び成果】

当行は、平成26年3月期から平成28年3月期までを対象期間とする「第二次中期経営計画」（以下「第二次中計」）の最終年度に当たる当事業年度における目標達成に向けて、業務に邁進してまいりました。各業務分野における取組状況は以下の通りです。

法人業務

法人業務

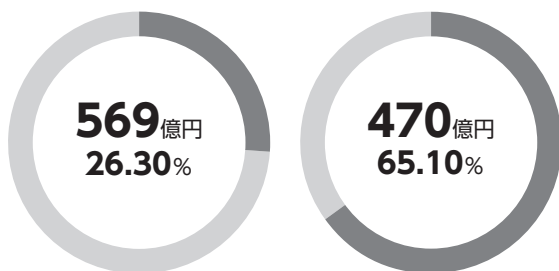
主な業務内容

- ・事業・公共・金融法人営業 ・ヘルスケアファイナンス
- ・不動産ファイナンス ・スペシャルティファイナンス
- ・企業再生 ・クレジットトレーディング
- ・プライベートエクイティ ・アドバイザー業務
- ・リース業務（昭和リース） ・信託業務（新生信託）

構成比（注）

業務粗利益

与信関連費用加算後実質業務純益



注 構成比の合計は、法人部門、金融市場部門、個人部門以外に経営勘定/その他があるため100%にはなっていません。

金融市場業務

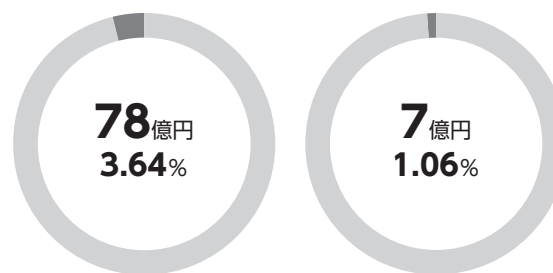
主な業務内容

- ・市場営業
- ・アセットマネージメント ・ウェルスマネージメント
- ・証券業務（新生証券）

構成比（注）

業務粗利益

与信関連費用加算後実質業務純益



注 構成比の合計は、法人部門、金融市場部門、個人部門以外に経営勘定/その他があるため100%にはなっていません。

法人のお客さまに関する業務については、事業法人・公共法人・金融法人向けファイナンスやソリューションを提供する業務、不動産やプロジェクト案件などを対象としたストラクチャードファイナンス業務、クレジットトレーディングやプライベートエクイティなどを行うプリンシパルインベストメンツ業務、外国為替・デリバティブなどの市場関連業務、投資信託などのアセットマネージメント業務などを、グループ会社とも緊密な連携を図りながら、推進しております。

当事業年度は、グループ会社の有する機能、顧客基盤、地域金融機関とのネットワークを活用し、特定の業種・分野への重点的な商品・サービスの提供により差別化を促進するとともに、当行が専門性を有する分野などの一層の取組強化を図り、積極的に各業務を展

開してまいりました。

重点分野に対する取組として、ヘルスケアファイナンスについては、当行がケネディクス株式会社など5社と共同で設立したヘルスケアREITの運用を目的とした資産運用会社が、ジャパン・シニアリビング投資法人を組成し、平成27年7月に株式会社東京証券取引所へ上場しました。再生可能エネルギーの分野では、国内におけるプロジェクトファイナンス市場の創造と育成をテーマに、太陽光、風力、木質バイオマス事業などに対するファイナンスを、地域金融機関などと連携しながら推進してまいりました。平成27年5月には、兵庫県のメガソーラー事業向けプロジェクトファイナンスを地域金融機関と協調で実行しております。海外でのプロジェクトファイナンスについては、アジア・オセアニアや欧州を中心として優良案件の取り込みに注力してまいりました。また、不動産ファイナンスについては、個別案件のリスクのみならず不動産市況全体のリスクも十分踏まえた運営に努めつつ、新規優良案件の発掘を推進してまいりました。平成27年5月には、日本GE株式会社より不動産ノンリコースローン・ポートフォリオ総額約650億円（額面）を取得しました。

クレジットトレーディング業務およびプライベートエクイティ業務を営む新生プリンシパルインベストメントグループ（以下「新生PIグループ」）においては、既存案件の出口戦略の推進とともに、事業法人のお客さまの不採算事業などの切り離しに伴う投融資や長期固定化債権などに対するソリューションの提供や、事業承継や転廃業の支援業務に力を入れてまいりました。事業承継業務については、当行では、今後のさらなる需要の増加を見込んで、平成27年7月に事業承継金融部を設置し、当行グループ全体での取組体制を強化いたしました。

事業法人向け業務では、新規開拓の継続的な推進やデリバティブ関連ビジネスの展開などにより顧客基盤の拡充を図っております。具体的には、成長性、収益性を考慮した顧客のセグメンテーションとそれに基づくマーケティング強化を通じて、1社当たりの取引規

模の拡大やクロスセルによる取引深耕などを推進し、中核取引先の拡大を進めております。金融法人向け業務では、地域金融機関などのお客さまとのネットワークの強化・活用と資金運用ニーズをはじめとした各種ニーズに適応した商品・サービスの提供に尽力しております。平成27年7月には、ローンなどの販売やシンジケートローンの共同組成などを通じた地域金融機関との関係強化を目的として、シンジケーション部を設置いたしました。また、市場関連業務においては、ソリューション型営業体制の強化による新規開拓の推進と既存のお客さまとの取引の深耕を図った結果、法人のお客さまを中心に外国為替や金利のヘッジニーズを踏まえたデリバティブ取引などが堅調に推移いたしました。アセットマネジメント業務においては、平成27年11月に、地域金融機関などの資金運用の多様化ニーズに対応するため、新生インベストメント・マネジメント株式会社が新たに設定した米国地方債を主要投資対象とする私募投資信託の販売を開始いたしました。

当行グループ会社の昭和リース株式会社においては、主力の中堅・中小企業向け産業・工作機械などのリースに加えて、中古機械の売買を行うバイセル事業、動産・債権担保融資、環境配慮型商品の導入推進や再生可能エネルギー関連のファイナンス付与、介護報酬債権の買取（介護報酬ファクタリング）など、当行との連携を強化しながら同社の強みや専門性を活かしたソリューションの提供にも注力してまいりました。当事業年度については、中堅・中小企業を対象とした工場の海外移転一括支援サービスの取り扱いや、工場移設などに伴う動産の一括処分サービスを開始いたしました。また、東京都動産・債権担保融資制度における動産担保保証機関として地域金融機関との提携を継続して推進し、各提携金融機関のビジネスを支援しております。

個人業務

個人業務

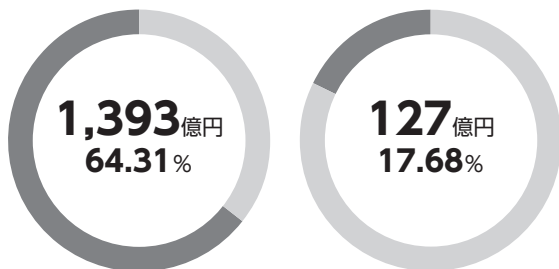
主な業務内容

- ・リテールバンキング
 - － 預金関連商品
(普通預金、定期預金、仕組預金、外貨預金)
 - － 資産運用業務
(資産運用相談、投資信託、保険商品)
 - － 住宅ローン
- ・コンシューマーファイナンス
 - － 無担保ローン
(新生銀行、新生フィナンシャル、シンキ)
 - － 個品割賦、決済、クレジットカード
(アプラスフィナンシャル)
 - － 保証業務
(新生フィナンシャル、アプラスフィナンシャル)

構成比 (注)

業務粗利益

与信関連費用加算後実質業務純益



注 構成比の合計は、法人部門、金融市場部門、個人部門以外に経営勘定／その他があるため100%にはなっておりません。

個人のお客さまに関する業務については、銀行本体によるリテールバンキング業務および銀行本体やグループ会社によるコンシューマーファイナンス業務を推進しております。

当事業年度は、「顧客基盤拡大と収益力の向上」を目指して、当行グループのさまざまなリソースを活用しながら、グループ各社の商品・サービスをニーズに合わせて自由にご利用いただけるお客さまの拡大に、グループ一体となって注力してまいりました。

リテールバンキング業務では、まず資産運用商品については、引き続き円預金、外貨預金の取り込みとともに、投資信託などの拡販に加えて、保険窓販事業も強化しております。このうち、外貨預金については、当行グループ会社の株式会社アプラス（以下「アプラス」）が、海外ATMで現地通貨の引き出しやカードショッピングができ、さらに新生銀行の「新生総合口座パワーフレックス」と連携可能な「海外プリペイドカードGAICA（ガイカ）」の発行を平成27年7月から開始いたしました。当行では、今後ともグループ会社とのシナジーを活用し、「外貨サービスの新生銀行」として、外貨関連の商品・サービスの拡充に努めてまいります。

住宅ローンについては、「新生銀行パワースマート住宅ローン 安心パックW（ダブル）」の有するユニークで付加価値の高い商品性に対するお客さまの支持が都市部を中心に拡大してきたことから、東京急行電鉄株式会社および同社のグループ会社と業務提携し、平成27年4月から、東急グループが提供するアフタースクールサービスなどを追加した「東急グループプラン」の取り扱いも開始いたしました。また、マイナス金利政策の導入を受けて、平成28年2月には住宅ローン金利をいち早く引き下げた結果、同月のお申込件数が大きく増加するなど、お客さまにはご好評をいただきました。

当行は、従前からカルチュア・コンビニエンス・クラブ株式会社（以下「CCC」）の連結子会社である株式会社Tポイント・ジャパン（以下「Tポイント・ジャパン」）との業務提携により、同社の共通ポイントサービス「Tポイント」を利用するT会員を対象とした当行総合口座の開設や商品・サービス利用時にTポイントを付与するプログラムやキャンペーンを行ってまいりました。この結果、Tポイントとの連携の拡大が新規顧客獲得および取引の活性化に一定の効果が見られることから、平成28年4月から、Tポイントを付与するプログラムに投資信託や外貨預金のお取引を加えるなど、Tポイントを付与する機会を拡充するとともに、店頭で口座開設いただいたお客さまも対象となるように

付与の対象も拡大いたしました。さらに、CCCが持つビックデータを活用したマーケティング戦略やTポイント提携企業での広告展開など、広範な営業展開にも取り組んでおります。

当行の店頭でのサービス対応と金融商品の充実度が高く評価され、株式会社日本経済新聞社と株式会社日経リサーチが全国の銀行を対象に実施した第11回「銀行リテール力調査」にて、当行は初の総合1位になりました。さらに、営業体制を強化するため、平成28年1月には渋谷支店を開設、平成28年2月には名古屋の営業拠点を拡充いたしました。また、ATMネットワークについては、株式会社イオン銀行のATMにおける当行ATMサービスを平成28年3月から、株式会社ステーションネットワーク関西が阪急電鉄などの主要駅などに設置するステーションATM・Patsat（パッとサット）における当行ATMサービスを平成28年4月から開始いたしました。当行では、引き続き、お客さまの多様なニーズに的確に対応する商品やサービスの提供に努めてまいります。

コンシューマーファイナンス業務では、平成23年10月から銀行本体で開始した個人向け無担保ローン「新生銀行カードローン レイク」（以下「레이크」）については、平成26年度から導入したスマートフォン用のアプリおよび新しいブランドコンセプトとイメージキャラクターの展開をさらに強化し、融資残高や顧客数は引き続き増加いたしました。平成27年11月には、「新生総合口座パワーフレックス」を保有するお客さまや当行グループ会社のお客さまを主たる対象にした新しいブランド「新生銀行スマートカードローンプラス」を投入し、無担保ローン事業の主力商品である「레이크」、当行グループ会社のシンキ株式会社が提供する「ノーローン」とあわせ、三つのブランドの特性を活かしながら、無担保ローン事業全体のトップラインの拡大を目指してまいります。また、新生フィナンシャル株式会社（以下「新生フィナンシャル」）においては、既存顧客のサービス継続とともに、他の金融機関との提携による個人向け無担保ローンの信用保証業務の拡大に注力しており、平成27年7月には株式会社静岡銀行と同行が取り扱う無担保カードローンについて、保証業務提携契約を締結いたしました。クレジットカード、ショッピングクレジット、決済業務を展開する株式会社アプラスフィナンシャル（以下「アプラスフィナンシャル」）については、傘下にあるア

プラス等の事業会社において、CCCとの提携拡大、顧客利便性向上や業務の効率化等を進めて、各事業の業容拡大と収益性向上に努めております。平成27年11月には賃貸住宅の入居資金を対象とした新ローン「レンタルハウスプラン」の取り扱いを開始いたしました。事業を営む個人や法人向けのファイナンス・リースの保証業務については、平成27年12月に株式会社栃木銀行の子会社である株式会社とちぎんリーシングと、平成28年2月にはトマトリース株式会社と提携いたしました。

グループの全体的な取組としては、今後のコンシューマーファイナンス業務の事業拡大を見据え、各社のベストプラクティスの共有を図るため、平成27年6月から同年8月にかけてグループ6社の本社機能について移転・集約いたしました。

海外における業務展開については、香港における個人のお客さま向け資産運用サービスを専門に行うために設立した金融機関、Nippon Wealth Limited, a Restricted Licence Bankが香港金融監督局から銀行免許（Restricted Licence Bank）と証券免許を取得し、同年10月に本格開業いたしました。新生プロパティファイナンス株式会社においては、東急リバブル株式会社および東急住宅リース株式会社と提携し、香港在住のお客さまが東京都内のマンションを購入する際に利用できる不動産担保ローンの取り扱いを平成27年5月から開始いたしました。これらにより、香港における資産運用ビジネスのノウハウを蓄積してまいります。さらに、新生フィナンシャルでは、平成28年2月に、タイ国内で携帯電話販売事業やショッピングモール運営などを展開するJAYMART Public Company Limitedのグループ会社であるJMT PLUS Company Limitedに対して、携帯電話購入の際の分割払いやパーソナルローンなどのコンシューマーファイナンス業務を遂行するための基幹システムの提供について合意いたしました。

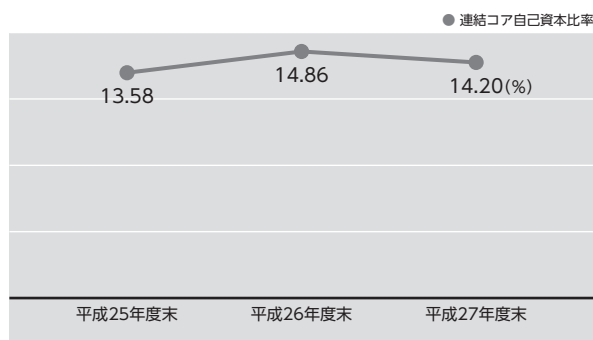
（財務基盤）

当事業年度には、バーゼルⅢ（国内基準）ベースでの連結自己資本比率は14.20%となり、引き続き十分な水準を確保しております。

当行では、公的資金返済の道筋をつけることを目指して、資本の状況や収益力、一株当たりの価値などに鑑み、平成28年5月11日に開催した取締役会において、会社法第459条第1項の規定による定款の定め

基づき、自己株式の取得に係る事項を決議いたしました。取得株式総数1億株もしくは取得価格総額100億円を上限に、平成28年5月12日から1年間を取得期間として取得を進めてまいります。これにより、十分な資本の維持を前提としつつ、適切な資本政策の実施を通じて、一株当たりの価値の向上を目指してまいります。

連結コア自己資本比率（バーゼルⅢ、国内基準）



（震災への対応について）

東日本大震災で被災した地域の復興に向けた支援のため、当行およびグループ会社の社員から参加を募り、被災地でのボランティア活動を実施しております。当事業年度においては宮城県の被災地域で2回に分けて実施したほか、平成28年3月には、宮城県南三陸町社会福祉協議会や同県東松島市社会福祉協議会などから講師を招いた交流会も開催いたしました。また、平成27年6月には、当行およびグループ各社の社員からの募金により、宮城県南三陸町の夏祭りの支援を行ったほか、平成28年3月には同県東松島市の街灯設置の支援を行うなど、被災地の復興の進展に応じた多様な支援活動を継続して実施しております。また、平成28年4月に発生した熊本地震については、被災された皆さまに心よりお見舞い申し上げます。当行では、グループ会社3社（昭和リース、アプラスフィナンシャル、新生フィナンシャル）とともに新生銀行グループとして総額1,000万円を寄付いたしました。当行では、今後も被災地の一日も早い復興のため、金融機関として円滑な金融サービスの提供に努めてまいります。

（業績）

以上のような事業経過のもと、当事業年度の連結決算における経常収益は3,757億円（前事業年度比216億円減少）、経常費用は3,136億円（同比106億円減少）となり、この結果、経常利益は620億円（同比109億円減少）、親会社株主に帰属する当期純利益は609億円（同比69億円減少）となりました。また、当行グループの当事業年度における経営管理上のセグメント利益の合計は723億円（同比94億円減少）となりました。

セグメント別では、法人部門は、前事業年度に見られた大口の有価証券配当収入がなくなったことやファンド投資における評価替えによる損失計上もありましたが、顧客基盤の拡充や収益力の強化に向けた取り組みが成果を上げつつあることに加えて、大口の不良債権処理の進展に伴い貸倒引当金取崩益を計上したことから、着実に利益を計上しました。

金融市場部門は、顧客基盤拡充に向けた継続的な取り組みに注力するとともに、他部門とも連携しつつ、お客さまのニーズに即した商品の開発・提供に努めており、デリバティブ取引を中心にお客さまとの取引が順調に推移しましたが、大幅な市場変動に伴い市場関連業務が低調に推移した結果、前事業年度に比べて減益となりました。

個人部門について、まずリテールバンキングは、各業務を積極的に展開したものの業務粗利益が伸び悩むなか、効率的な業務運営による営業経費の減少もありましたが、前事業年度に比べて減益となりました。

次にコンシューマーファイナンスは、レイクは引き続き順調に推移し、アプラスフィナンシャルにおいてもショッピングクレジット事業等の取り扱いが増加したこと等から業務粗利益が前事業年度に比べて増加し、貸出金増加等に伴う与信関連費用の増加はあったものの、引き続き着実に利益を計上しました。

なお、利息返還損失引当金については、将来の過払リスクを再計算し、当事業年度に27億円の追加繰入を実施いたしました。

「経営勘定／その他」は、ALM業務を所管するトレジャリー本部において国債等の債券関係損益が堅調に推移したこと等により、前事業年度に比べて改善しました。

セグメント別の業績は以下のとおりとなりました。

(単位：百万円)

| | 平成27年度 (当期) | | | | | |
|----------------|-------------|----------------|------------------|--------|-------------|-----------|
| | 人 部 門 | | | | 金 融 市 場 部 門 | |
| | 法 人 営 業 | ストラクチャードファイナンス | プリンシパルトランザクショーンズ | 昭和リース | 市場営業本部 | その他金融市場部門 |
| 業務粗利益 | 14,284 | 19,087 | 7,370 | 16,236 | 5,122 | 2,762 |
| 資金利益 | 10,228 | 12,789 | 4,545 | △2,195 | 1,726 | 91 |
| 非資金利益 | 4,055 | 6,298 | 2,825 | 18,431 | 3,395 | 2,670 |
| 経費 (△は益) | 10,461 | 5,577 | 5,190 | 8,547 | 3,471 | 4,029 |
| 与信関連費用 (△は益) | 694 | △20,484 | 319 | △404 | △109 | △277 |
| セグメント利益 (△は損失) | 3,127 | 33,994 | 1,860 | 8,093 | 1,760 | △989 |

| | 個 人 部 門 | | | | 経営勘定/その他 | | 合 計 |
|----------------|---------------|---------------|----------------|-------|----------|-------|---------|
| | リテール バンキング | コンシューマーファイナンス | | | トレジャリー本部 | そ の 他 | |
| | | 新生ファイナンス | アプラス ファイナンス | そ の 他 | | | |
| 業務粗利益 | 27,005 | 59,133 | 51,789 | 1,379 | 11,554 | 874 | 216,602 |
| 資金利益 | 21,581 | 61,208 | 6,882 | 1,123 | 4,372 | △7 | 122,345 |
| 非資金利益 | 5,424 | △2,074 | 44,907 | 256 | 7,182 | 882 | 94,256 |
| 経費 (△は益) | 33,330 | 32,265 | 36,147 | 781 | 1,698 | △935 | 140,566 |
| 与信関連費用 (△は益) | 142 | 15,207 | 8,778 | △130 | - | △5 | 3,730 |
| セグメント利益 (△は損失) | △6,467 | 11,660 | 6,863 | 729 | 9,855 | 1,816 | 72,304 |

(注) 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

【企業集団が対処すべき課題】

当行では、今後の当行グループの目指すべき方向として、平成29年3月期から平成31年3月期を対象期間とする第三次中期経営計画（以下「第三次中計」）を策定いたしました。策定に際し、経営理念に基づき、真にお客さまから必要とされる金融グループを目指すための「中長期ビジョン」を定めました。中長期ビジョンでは、持続可能なビジネスモデルの確立のためには、当行グループの経営資源の最大活用が不可欠との認識のもと、「グループ融合」により、各社が持つ顧客基盤、金融機能、サービスを真にお客さまの視点で結びつけ、従来の発想を超えた商品やサービスを開発・提供するとともに、グループレベルでの絶えざる改善・改革の実施による無駄のないオペレーションを通じ、高い生産性・効率性を実現し、金融業界において独自のポジショニングを構築することを目指してまいります。第三次中計はこの中長期ビジョンを早期に達成するための3ヵ年と位置づけ、以下の各種戦略施策や体制の強化に全力で取り組んでまいります。

1. 当行グループ経営の全体戦略

第三次中計においては、全体戦略として、ビジネスについてよりメリハリの効いた経営資源配分を行うための「選択と集中」の明確化、また、効率性の追求と柔軟なビジネス運営を実現するため、変化に対して柔軟に対応できる経営インフラ体制の構築を目指してまいります。

（事業の「選択と集中」とグループ融合による価値創出）

金融サービスニーズが十分に満たされていないお客さまにお応えするため、お客さまを軸にして当行グループの業務・商品・サービスを再編し、当行グループに優位性がある、お客さまに最適な商品・サービスを提供することを目指してまいります。事業の優先順位付けを行うため、以下の四つの分野に分け、より高い成長が見込まれる分野に経営資源を配分いたします。また、グループ融合を通じて、業態を超えた新しい発想による顧客価値の創造に積極的に取り組んでまいります。

・成長分野：強みがあり、高い成長性・収益性が見込まれる分野

- ・安定収益分野：過当競争から距離を置き、安定的・選択的に取り組む分野
- ・戦略取組分野：将来性を期待する先行取組分野や、業態を超えた新しい発想による顧客価値の創造分野
- ・縮小分野：市場が縮小する、または新生銀行グループの差別化要因が低い分野

個別のビジネスについては、個人向け無担保ローンと、不動産ファイナンスやプロジェクトファイナンスなどで構成するストラクチャードファイナンスは当行の強みがあり、高い成長性を見込める分野として成長分野に位置付け、これまで以上に経営資源を積極的に配分してまいります。

個人向け資産運用コンサルティングは、緩やかながら成長を期待できる重要な分野として、安定収益分野に位置づけてまいります。法人向け市場ソリューションやアプラスのショッピングクレジットも安定的な収益が期待できる分野と位置付けています。法人のお客さま向けの貸出業務は、安定的な収益を引き続き期待するものの、スプレッドのタイト化が続くなど競合環境が厳しい中、エリアや対象企業、案件をよく見て選択的に取り組んでまいります。

将来性を期待して先行的に取り組む戦略取組分野については、クレジットトレーディング業務で培ってきたノウハウを活用して取り組む事業承継に加え、地域金融機関向けビジネス、決済ビジネス、中小・小規模事業者向けソリューションなどが入ります。それぞれ、当行グループのシナジーが必要な分野でもであると認識しており、グループ融合を積極的に進めてまいります。

（経営管理機能の統合によるシナジー創出）

第三次中計では、環境に応じた柔軟なビジネス運営とリーナなオペレーションを当行グループ全体で支えるためのグループ経営基盤の構築にも合わせて力を入れてまいります。事業の「選択と集中」とグループ融合による価値創出の実現のためには、その基盤となるビジネスインフラの整備が重要との認識のもと、生産性や機能性の向上や経費の削減はもとより、グループ各社の自然な連携が促されるインフラの整備や企業文化の醸成にも力を入れてまいります。

こうした取り組みをグループ全体で推進する枠組みとして、主要なグループ会社の社長で構成する「グループ経営会議」を平成27年度下半期に設置、平成28年度以降はこの会議のもとにテーマごとにグループを横断したメンバーで構成されるプロジェクトチームを配置し、推進してまいります。さらに、第三次中計を推進するため、①組織の機動性を高めることを目的とした部門制および本部制の廃止と担当役員制の導入、②グループレベルでの事業戦略、組織戦略を担当する部署として、「グループ事業戦略部」、「グループ組織戦略部」の新設、③経営企画機能、その他管理機能の再編による強化、を柱とする組織運営体制の変更を平成28年4月1日付で実施いたしました。

2. リスク管理、コーポレート・ガバナンスの強化と透明性の高い経営

当行は、グループ会社を含めた、「パーゼルⅢ」（銀行法に基づく自己資本比率規制で、当行は基礎的内部格付手法を採用）のスムーズな運用とリスク管理の高度化およびリスク・リターンの的確な把握を通じて、経営資源の最適な配分を実現し、バランスのとれた業務運営により一層努めてまいります。また、パーゼルⅢに対しては、規制上は国内基準行ではありますが、国際統一基準も意識した経営を行い、必要な体制準備や施策に取り組んでまいります。

当行は、監査役会設置会社を選択しております。このガバナンス体制のもと、①経営の最高意思決定機関である取締役会に業務執行の権限・責任を集中させ、社外取締役の監督のもとで取締役会において当行の向かう大きな方向性を示すとともに、経営陣幹部による適切なリスクテイクを支える環境整備などを実施し、②業務執行および取締役会から独立した監査役および監査役会に取締役会に対する監査機能を担わせることで、適切な経営の意思決定と業務執行を実現するとともに、組織的に十分牽制の効くガバナンス体制を確立しています。

ガバナンス体制については、株式会社東京証券取引所が平成27年6月から適用している「コーポレートガバナンス・コード」において、少なくとも2名以上の独立社外取締役の選任が求められております。当行においては、一貫して社外取締役の監督機能を重視した

経営を行っており、平成27年度は日常の業務執行を担う社内取締役2名に対して、社外取締役5名を配置し、社外取締役が過半数を占める取締役会の構成を取っております。さらに、社外監査役2名を含め、合計6名を独立役員として東京証券取引所に届け出ております。また、日常の業務執行の機動性を確保するため執行役員制度を導入し、取締役社長をはじめとする業務執行取締役による指揮のもと、取締役会から委任された執行役員、総括担当役員および主担当役員がそれぞれ管掌する業務を効率的に遂行する体制を確保しております。さらに、取締役会の承認に基づき、業務執行取締役、総括担当役員および主担当役員などからなる経営会議を設置し、迅速かつ効率的な業務運営を実現してまいります。

当行グループは、「財務報告に係る内部統制の評価および監査の基準」（いわゆる「J-SOX」）への対応体制を確立し、内部統制システムの運用強化とともに、金融商品取引法の規定に沿い、お客さま保護を念頭においたコンプライアンス体制の強化による法令遵守の一層の徹底に引き続き努めてまいります。加えて上場企業として、投資家の目線に立った適時、適切かつ透明性の高い情報開示に取り組んでまいります。

第三次中計の実行を支える経営インフラの整備のうち、システムの安定稼働に努めることは社会基盤の一端を担う金融機関として果たすべき当然の使命であり、重要な経営課題のひとつとして継続して取り組んでおります。現行システムの安定稼働への継続的な取り組みとして、バックアップセンターの整備や機器の更新を含めた体制の見直し、強化に取り組んでおります。さらに、銀行システム安定稼働に向けた取り組みの一環として、第三次中計期間中に基幹業務システムを更改し、一層のシステム基盤の安定化に取り組んでまいります。

3. 経営健全化計画の達成

当行は、平成28年2月に新しい「経営の健全化のための計画」（以下「経営健全化計画」）を金融庁に提出いたしました。平成28年1月に公表した第三次中計を踏まえ、基本方針である持続可能なビジネスモデルの構築に向けた諸施策への取り組みを通じて、金融グループのさらなる発展を目指してまいります。

当事業年度においては、単体実質業務純益は339億円と経営健全化計画の目標と同水準となり、単体当期純利益は415億円となり、目標値を若干下回る結果となりました。

当行といたしましては、引き続き公的資金を受けている金融機関としての役割・期待を認識し、その社会的責任を全うするとともに、経営健全化計画の達成に向けて、全社員が一丸となって業務に取り組んでまいります。

今後とも、皆さまには、なお一層のご支援・ご指導を賜りますようお願い申し上げます。

(注記) 3. については、子会社等を含まない記述となっております。

(2) 企業集団及び当行の財産及び損益の状況

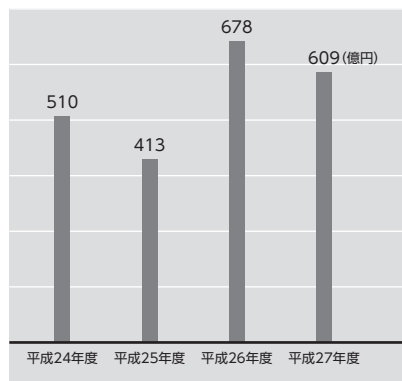
イ. 企業集団の財産及び損益の状況

(単位：億円)

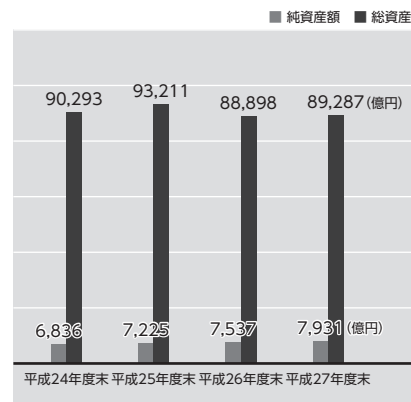
| | 平成24年度 (第13期) | 平成25年度 (第14期) | 平成26年度 (第15期) | 平成27年度 (当期) |
|-----------------|------------------|------------------|------------------|----------------|
| 経常収益 | 3,860 | 3,752 | 3,973 | 3,757 |
| 経常利益 | 544 | 441 | 730 | 620 |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 | 510 | 413 | 678 | 609 |
| 包括利益 | 627 | 491 | 813 | 526 |
| 純資産額 | 6,836 | 7,225 | 7,537 | 7,931 |
| 総資産 | 90,293 | 93,211 | 88,898 | 89,287 |

(注) 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

親会社株主に帰属する当期純利益



純資産額／総資産



ロ. 当行の財産及び損益の状況

(単位：億円)

| | 平成24年度 (第13期) | 平成25年度 (第14期) | 平成26年度 (第15期) | 平成27年度 (当期) |
|-----------------------|------------------|------------------|------------------|----------------|
| 預 金 | 58,362 | 61,942 | 56,002 | 59,657 |
| 定期性預金 | 32,554 | 35,821 | 29,541 | 30,056 |
| その他 | 25,808 | 26,120 | 26,461 | 29,601 |
| 長期信用銀行債等 | 2,650 | 417 | 323 | 167 |
| 社債 (長期信用銀行債等を除く) | 2,207 | 2,218 | 1,484 | 576 |
| 貸 出 金 | 42,244 | 42,357 | 42,229 | 43,001 |
| 個人向け | 11,565 | 13,040 | 13,976 | 14,694 |
| 中小企業向け | 15,835 | 15,187 | 13,380 | 13,376 |
| その他 | 14,842 | 14,129 | 14,872 | 14,930 |
| 特定取引資産 (トレーディング資産) | 2,589 | 2,350 | 2,791 | 3,118 |
| 特定取引負債 (トレーディング負債) | 2,262 | 2,065 | 2,591 | 2,913 |
| 有 価 証 券 | 22,826 | 19,778 | 18,637 | 16,038 |
| 国 債 | 13,373 | 11,267 | 9,908 | 7,480 |
| その他 | 9,452 | 8,510 | 8,729 | 8,557 |
| 総 資 産 | 83,076 | 84,867 | 78,726 | 78,576 |
| 純 資 産 額 | 6,658 | 6,994 | 7,367 | 7,764 |
| 内 国 為 替 取 扱 高 | 194,947 | 203,852 | 205,739 | 237,472 |
| 外 国 為 替 取 扱 高 | 百万ドル 10,969 | 百万ドル 11,042 | 百万ドル 10,166 | 百万ドル 8,710 |
| 経 常 利 益 | 百万円 25,710 | 百万円 37,667 | 百万円 47,851 | 百万円 49,366 |
| 当 期 純 利 益 | 百万円 24,656 | 百万円 36,454 | 百万円 45,740 | 百万円 41,566 |
| 1株当たり当期純利益 | 円 銭 9 29 | 円 銭 13 73 | 円 銭 17 23 | 円 銭 15 66 |

- (注) 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 預金及び内訳のその他には譲渡性預金が含まれております。
3. 長期信用銀行債等とは、預金保険法第2条第2項第5号に規定する長期信用銀行債等であります。

(3) 企業集団の使用人の状況

| | 当 年 度 末 | | | | | | | | | | | | 合 計 |
|------|---------|----------------|-----------------|---------|-------------|----------|-----------|---------------|-------|----|-----------|-----|-------|
| | 法 人 部 門 | | | | 金 融 市 場 部 門 | | 個 人 部 門 | | | | 経 営 勘 定 他 | | |
| | 法人営業 | ストラクチャードファイナンス | プリンシパルトランザクシヨンス | 昭 和 一 和 | 市場営業部 | その他金融市場部 | リテールバンキング | コンシューマーファイナンス | | | トレジャー本部 | その他 | |
| 使用人数 | 279 | 186 | 162 | 517 | 72 | 135 | 750 | 1,026 | 1,427 | 59 | 22 | 721 | 5,356 |

| | 前 年 度 末 | | | | | | | | | | | | 合 計 |
|------|---------|----------------|-----------------|---------|-------------|----------|-----------|---------------|-------|----|-----------|-----|-------|
| | 法 人 部 門 | | | | 金 融 市 場 部 門 | | 個 人 部 門 | | | | 経 営 勘 定 他 | | |
| | 法人営業 | ストラクチャードファイナンス | プリンシパルトランザクシヨンス | 昭 和 一 和 | 市場営業部 | その他金融市場部 | リテールバンキング | コンシューマーファイナンス | | | トレジャー本部 | その他 | |
| 使用人数 | 291 | 178 | 168 | 522 | 68 | 139 | 702 | 1,019 | 1,383 | 57 | 21 | 752 | 5,300 |

(注) 使用人数には、海外の現地採用者を含んでおります。

(4) 企業集団の主要な営業所等の状況

イ. 当行

① 当行の営業所数の推移

| | 当 年 度 末 | | 前 年 度 末 | |
|------------------|---------|-------|---------|-------|
| | 店 | うち出張所 | 店 | うち出張所 |
| 北海道・東北地区 | 2 | (-) | 2 | (-) |
| 関東地区 (うち東京都内) | 18 | (2) | 19 | (3) |
| 中部地区 | 3 | (1) | 2 | (-) |
| 近畿地区 | 9 | (4) | 9 | (4) |
| 中国・四国・九州地区 | 3 | (-) | 3 | (-) |
| 国内計 | 35 | (7) | 35 | (7) |
| 海外 | - | (-) | - | (-) |
| 合計 | 35 | (7) | 35 | (7) |

(注) 当年度末において、レイク事業無人店舗761店を有しております。

② 当行の当年度新設営業所

| 営業所名 | 所在地 |
|----------|------------------------|
| 渋谷支店 | 東京都渋谷区渋谷 1 - 1 4 - 1 6 |
| たまプラザ出張所 | 神奈川県横浜市青葉区新石川 2 - 4 |
| 栄出張所 | 愛知県名古屋市中区栄 3 - 1 - 1 |

③ 銀行代理業者の一覧
該当事項はありません。

④ 銀行が営む銀行代理業等の状況
該当事項はありません。

□. 子会社

① 法人部門

主要な会社名とその主要な営業所

| 会社名 | 営業所名 | 所在地 |
|----------------------|------|-----------------------|
| 新生信託銀行株式会社 | 本店 | 東京都中央区日本橋室町 2 - 4 - 3 |
| 新生プリンシパルインベストメンツ株式会社 | 本店 | 東京都千代田区大手町 1 - 9 - 7 |
| 昭和リース株式会社 | 本店 | 東京都文京区後楽 1 - 4 - 1 4 |

② 金融市場部門

主要な会社名とその主要な営業所

| 会社名 | 営業所名 | 所在地 |
|-----------------------|------|-----------------------|
| 新生証券株式会社 | 本店 | 東京都中央区日本橋室町 2 - 4 - 3 |
| 新生インベストメント・マネジメント株式会社 | 本店 | 東京都中央区日本橋室町 2 - 4 - 3 |

③ 個人部門

主要な会社名とその主要な営業所

| 会社名 | 営業所名 | 所在地 |
|-----------------|------|------------------------|
| 新生フィナンシャル株式会社 | 本店 | 東京都千代田区外神田 3 - 1 2 - 8 |
| シンキ株式会社 | 本店 | 東京都千代田区外神田 3 - 1 2 - 8 |
| 株式会社アプラスフィナンシャル | 東京本部 | 東京都千代田区外神田 3 - 1 2 - 8 |

(5) 企業集団の設備投資の状況**イ. 設備投資の総額** (単位：百万円)

| 事業セグメント | | 金額 |
|---------|----------|--------|
| 当行(注) 2 | | 8,589 |
| 子会社 | 法人部門 | 1,241 |
| | 金融市場部門 | 29 |
| | 個人部門 | 5,400 |
| | 経営勘定／その他 | 1 |
| 合計 | | 15,262 |

(注) 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

2. 当行単体ベースで、各事業セグメントにおいて実施した設備投資額を合計して記載しております。

ロ. 重要な設備の新設等

当行は、今後の経営戦略・業務戦略を支えるためのより安定的で堅牢なITインフラ整備の一環として基幹業務システムの更新開発を行っており、投資総額は200億円強、平成29年度の完了を予定しております。

上記に加えて、当行の連結子会社は業務上必要なシステム開発等を順次推進しております。

(6) 重要な親会社及び子会社等の状況**イ. 親会社の状況**

該当事項はありません。

ロ. 子会社等の状況

| 会社名 | 所在地 | 主要業務内容 | 設立年月日 | 資本金(百万円) | 当行が有する子会社等の議決権比率(%) | その他 |
|----------------------|---------|----------|----------------|----------|---------------------|-----|
| 株式会社アプラスフィナンシャル | 大阪府大阪市 | 信販業務 | 昭和31年 10月6日 | 15,000 | 95.05 (91.80) | — |
| 昭和リース株式会社 | 東京都文京区 | リース業務 | 昭和44年 4月2日 | 29,360 | 97.84 | — |
| シンキ株式会社 | 東京都千代田区 | 金融業務 | 昭和29年 12月1日 | 100 | 100.00 (100.00) | — |
| 新生フィナンシャル株式会社 | 東京都千代田区 | 金融業務 | 平成3年 6月3日 | 100 | 100.00 | — |
| 新生信託銀行株式会社 | 東京都中央区 | 信託業務 | 平成8年 11月27日 | 5,000 | 100.00 | — |
| 新生証券株式会社 | 東京都中央区 | 証券業務 | 平成9年 8月11日 | 8,750 | 100.00 | — |
| 新生プリンシパルインベストメンツ株式会社 | 東京都千代田区 | 金融商品取引業務 | 平成18年 4月11日 | 100 | 100.00 | — |

(注) 1. 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。

2. 当行議決権比率の()内は、間接所有分(内数)であります。

3. 上記の重要な子会社を含む連結される子会社および子法人等は160社、持分法適用会社は20社であります。

重要な業務提携の概況

1. 当行は、以下の金融機関と提携し、ATMの相互利用による現金自動引出しのサービスを行っております。
都市銀行
株式会社三菱東京UFJ銀行、株式会社みずほ銀行、株式会社三井住友銀行、株式会社りそな銀行、株式会社埼玉りそな銀行
信託銀行
三井住友信託銀行株式会社、三菱UFJ信託銀行株式会社、みずほ信託銀行株式会社
その他
株式会社商工組合中央金庫、株式会社あおぞら銀行
2. 当行は、株式会社ゆうちょ銀行と提携し、ATMの相互利用による現金入出金のサービスを行っております。
3. 当行は、株式会社セブン銀行、株式会社イオン銀行、株式会社ローソン・エイティエム・ネットワークス、株式会社イーネットとの提携により、スーパーマーケットやコンビニエンスストア等の店舗内に設置された提携ATMによる現金入出金サービスを提供しております。
4. 当行は、株式会社ビューカードと提携し、同社がJR東日本の駅等に設置するATM「VIEW ALTTE」（ビューアルツテ）において、現金自動引出しサービスを提供しております。また、株式会社ステーションネットワーク関西および株式会社池田泉州銀行ともATM提携し、阪急電鉄などの主要駅などに設置するステーションATM・Patsat（パツとサツと）において現金入出金サービスを提供しております。
5. 当行は、ビザ・ワールドワイドと提携し、海外のPLUSのATMによる現地通貨の現金出金サービスを行っております。
6. 当行は、カルチュア・コンビニエンス・クラブ株式会社と提携し、同社の共通ポイントサービス「Tポイント」を利用する「T会員」を対象とした金融商品・サービスのご案内を行っております。
7. 当行は、連結子会社である株式会社アプラスと提携し、同社が発行するクレジットカード「新生アプラスゴールドカード」「新生アプラスカード」の申込み取次ぎを行っております。
8. 当行は、「新生銀行カードローン レイク」および「新生銀行スマートカードローンプラス」について、保証会社として当行連結子会社である新生フィナンシャル株式会社と保証委託契約を締結しております。
9. 当行は、信金中央金庫、信金キャピタル株式会社と、信用金庫の取引先に対する事業承継支援に関する業務協力協定を締結しております。
10. 当行は、ベトナムの大手民間商業銀行Military Commercial Joint-Stock Bankと、ビジネスマッチング業務や融資業務などについて業務提携契約を締結しております。
11. 当行は、株式会社フォーバルと、中小企業のASEAN（東南アジア諸国連合）進出支援事業に関する業務契約を締結しております。
12. 当行は、インドの商業銀行YES BANK, Limitedと、情報共有、ビジネスマッチング、シンジケーション、融資、投資銀行業務、貿易金融、送金業務、トレジャリー業務などの広範な業務について、業務提携契約を締結しております。
13. 当行は、当行の持分法適用会社である台湾の金融持ち株会社、日盛金融控股股份有限公司（Jih Sun Financial Holdings Co., Ltd.）とビジネスマッチング業務、融資・貿易金融関連業務、アドバイザリー業務や資金運用商品の提供などの広範な業務分野について、業務協調に関する覚書を締結しております。
14. 当行は、マレーシアの大手商業銀行RHB Bank Berhadと、戦略的パートナーとして法人向け業務に関する業務提携の覚書を締結しております。
15. 当行はマレーシアの大手商業銀行CIMB Bank BerhadならびにCIMB Investment Bank Berhadと、法人向け業務に関する業務提携の覚書を締結しております。

(7) **事業譲渡等の状況**

- イ. 重要な事業譲渡、吸収分割又は新設分割
該当事項はありません。
- ロ. 他の会社の事業の譲受けのうち重要なもの
該当事項はありません。
- ハ. 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分のうち重要なもの
該当事項はありません。
- ニ. 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継のうち重要なもの
該当事項はありません。

(8) **その他企業集団の現況に関する重要な事項**

該当事項はありません。

2. 会社役員に関する事項

(1) 会社役員の状況

(年度末現在)

| 氏名 | 地位及び担当 | 重要な兼職 | その他 |
|------------------|----------|--|---|
| 工藤英之 | 代表取締役社長 | — | — |
| 中村行男 | 代表取締役副社長 | — | — |
| J. クリストファー フラワーズ | 取締役(社外) | J. C. フラワーズ社 マネージングディレクター兼最高経営責任者 ケスラーグループ アドバイザリーボードメンバー NIBCホールディング スーパーバイザリーボードメンバー | — |
| アーネスト M. 比嘉 | 取締役(社外) | 株式会社ヒガ・インダストリーズ 代表取締役会長兼社長 ウェンディーズ・ジャパン合同会社 最高経営責任者 株式会社ジェーシー・コムサ 取締役 コロンビアビジネススクール 理事 一般社団法人東京ニュービジネス協議会 特別理事 | — |
| 可児 滋 | 取締役(社外) | 横浜商科大学 特任教授 | — |
| 榎原 純 | 取締役(社外) | マネックグループ株式会社 社外取締役 フィリップモリスインターナショナル 社外取締役 | — |
| 富村 隆一 | 取締役(社外) | 株式会社シグマクス 取締役副社長 株式会社ブラン・ドゥ・シー 社外取締役 | — |
| 永田 信哉 | 常勤監査役 | — | 同氏は、当行において財務・会計に係る業務に長年にわたって従事した経験を有しており、財務及び会計に関する相見の相当程度の知見を有するものであります。 |
| 渋谷 道夫 | 監査役(社外) | 公認会計士 株式会社ビジネスブレイン太田昭和 社外監査役 | 同氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相見の相当程度の知見を有するものであります。 |

| 氏名 | 地位及び担当 | 重要な兼職 | その他 |
|--------|---------|---|-----|
| 志賀 こそ江 | 監査役(社外) | 弁護士 特種東海製紙株式会社 社外取締役 株式会社東横イン 社外取締役 リコーリース株式会社 社外取締役 | — |

- (注) 1. 社外取締役 アーネスト M. 比嘉、可児 滋、榎原 純、富村隆一の各氏及び社外監査役 渋谷道夫、志賀こそ江の各氏は、株式会社東京証券取引所に対して、独立役員届出書を提出しております。
2. 当行は執行役員制度を導入しており、平成28年3月31日現在の取締役兼務を含む執行役員の人数は27名となります。

(2) 会社役員に対する報酬等 当該年度にかかる役員の報酬等の総額

| 区分 | 支給人数 | 報酬等 | 摘要 |
|-----|--------------------|--------|----|
| 取締役 | 8名 (内 退任済み 1名) | 218百万円 | |
| 監査役 | 4名 (内 退任済み 1名) | 43百万円 | |
| 計 | 12名 (内 退任済み 2名) | 261百万円 | |

- (注) 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 上記区分において、執行役員を兼務している取締役が3名(内 退任済み1名)おります。
3. 取締役に対する業績連動報酬の支給はしていません。
4. 平成27年6月17日開催の第15期定時株主総会決議において、取締役の報酬等の限度額は、年額180百万円(内 社外取締役60百万円)、平成22年6月23日開催の第10期定時株主総会において、監査役の報酬等の限度額は、年額60百万円と、決議いただいております。ただし、報酬等の限度額には、使用人兼務取締役の使用人分給とは含まれておりません。
5. 平成27年5月12日開催の取締役会の決議により、役員退職慰労金制度の廃止を決定するとともに、平成27年6月17日開催の第15期定時株主総会の決議により、常勤取締役を対象とした株式報酬型ストック・オプションを導入しました。株式報酬型ストック・オプションに関する役員報酬限度額は、上記の取締役の報酬等の限度額とは別枠として、年額50百万円以内と決議いただいております。
6. 平成27年6月17日開催の第15期定時株主総会の決議に基づき、同株主総会終結の時をもって退任した取締役に対して退職慰労金を支払いました。同株主総会決議による常勤取締役に対する役員退職慰労金打ち切り支給に伴う役員退職慰労金未払金額とあわせて総額90百万円を上記の「報酬等」に含めて記載しております。
7. 平成27年6月17日開催の第15期定時株主総会において決議いただいた社外取締役および監査役への役員退職慰労金打ち切り支給に伴う当該事業年度の開始から当該決議時までの期間に係る役員退職慰労金未払金計上額として2百万円を上記の「報酬等」に含めて記載しております。

(3) 責任限定契約

| 氏名 | 責任限定契約の内容の概要 |
|---|--|
| J. クリストファー フラワーズ アーネスト M. 比嘉 可児 滋 榎原 純 富村 隆一 渋谷 道夫 志賀 こそ江 | 社外取締役および社外監査役は、会社法第427条第1項に基づき、任務を怠ったことによる損害賠償責任が限定されるものとし、かかる任務懈怠により当行に損害を与えた場合、社外取締役および社外監査役が職務を行うにつき善意で重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として損害賠償責任を負担するものです。 |

3. 社外役員に関する事項

(1) 社外役員の兼職その他の状況

| 氏名 | 兼職その他の状況 | | 銀行と当該他の法人等との関係 |
|-------------------------|--------------------|---|---|
| J. クリストファー フ ラ ワ ー ズ | J. C. フラワーズ社 | マネージング ディレクター兼 最高経営責任者 (業務執行者) | J. C. フラワーズ社が助言を行っている ファンドの投資家が、同じく同社より 助言を得ている当行主要株主への投資 を通じて間接的に当行に投資してい ます。当行は同社が助言を行っている ファンドに投資しています。 |
| | ケスラーグループ | アドバイザー ボードメンバー | ケスラーグループに対し当行は間接的 に出資を行っております。 |
| | NIBCホールディング | スーパーバイザ リーボードメン バー | NIBCホールディングに対し当行は間 接的に出資を行っております。 |
| アーネスト M. 比嘉 | 株式会社ヒガ・インダストリーズ | 代表取締役会長兼社長 (業務執行者) | 株式会社ヒガ・インダストリーズと当 行には資本関係その他、特に記載す べき関係はありません。 |
| | ウェンディーズ・ジャパン合同会社 | 最高経営責任者 (業務執行者) | ウェンディーズ・ジャパン合同会社と 当行には資本関係その他、特に記載す べき関係はありません。 |
| | 株式会社ジェーシー・コムサ | 取締役 | 株式会社ジェーシー・コムサと当行に は資本関係その他、特に記載すべき関 係はありません。 |
| | コロンビアビジネススクール | 理事 | コロンビアビジネススクールと当行に は資本関係その他、特に記載すべき関 係はありません。 |
| | 一般社団法人東京ニュービジネス協議会 | 特別理事 | 一般社団法人東京ニュービジネス協議 会と当行には資本関係その他、特に記 載すべき関係はありません。 |
| 可 児 滋 | 横浜商科大学 | 特任教授 | 横浜商科大学と当行には資本関係そ の他、特に記載すべき関係はありません。 |
| 榎 原 純 | マネックスグループ株式会社 | 社外取締役 | 当行からマネックスグループ株式会社 に対する融資取引があります。資本関 係その他の関係はありません。 |
| | フィリップモリスインターナショナル | 社外取締役 | フィリップモリスインターナショナル と当行には資本関係その他、特に記載 すべき関係はありません。 |
| 富 村 隆 一 | 株式会社シグマクシス | 取締役副社長 (業務執行者) | 株式会社シグマクシスと当行には資本 関係その他、特に記載すべき関係はあ りません。 |
| | 株式会社プラン・ドウ・シー | 社外取締役 | 株式会社プラン・ドウ・シーと当行に は資本関係その他、特に記載すべき関 係はありません。 |

| 氏 名 | 兼 職 そ の 他 の 状 況 | | 銀行と当該他の法人等との関係 |
|-----------|------------------|-------|---|
| 渋 谷 道 夫 | 株式会社ビジネスブレイン太田昭和 | 社外監査役 | 株式会社ビジネスブレイン太田昭和と当行には資本関係その他、特に記載すべき関係はありません。 |
| 志 賀 こ ず 江 | 特種東海製紙株式会社 | 社外取締役 | 特種東海製紙株式会社と当行には資本関係その他、特に記載すべき関係はありません。 |
| | 株式会社東横イン | 社外取締役 | 株式会社東横インと当行には資本関係その他、特に記載すべき関係はありません。 |
| | リコーリース株式会社 | 社外取締役 | リコーリース株式会社と当行には資本関係その他、特に記載すべき関係はありません。 |

(2) 社外役員の主な活動状況

| 氏名 | 在任期間 | 取締役会等への出席状況 | 取締役会等における発言 その他の活動状況 |
|-----------------|--------------------------------|--|---|
| J.クリストファー フラワーズ | 社外取締役 15年 取締役(非常勤) 1年 | 当事業年度開催の取締役会 10回中全てに出席 | 議案、審議全般において、金融に関する豊富な知識に基づき、必要な発言、助言を適宜行っております。 |
| アーネスト M. 比嘉 | 2年9ヶ月 | 当事業年度開催の取締役会 10回中9回出席 | 消費者を対象とした事業に関する豊富な知識と経営者としての経験に基づき、議案、審議について必要な発言、助言を適宜行っております。 |
| 可児 滋 | 11年9ヶ月 | 当事業年度開催の取締役会 10回中全てに出席 | 専門分野であるリスク管理の観点から議案、審議について必要な発言、助言を適宜行っております。 |
| 榎原 純 | 4年9ヶ月 | 当事業年度開催の取締役会 10回中全てに出席 | 金融に関する豊富な知識に基づき、議案全般において必要な発言、助言を適宜行っております。 |
| 富村 隆一 | 社外取締役 9ヶ月 社外監査役 1年 | 当事業年度開催の取締役会 10回中全てに出席。平成27 年6月取締役就任前の当事 業年度開催の監査役会3回 中全てに出席 | 企業経営者及びコンサルタントとしての豊富な経験と情報システムを含む幅広い知識に基づき、議案、審議につき発言、助言を行っております。 |
| 渋谷 道夫 | 9ヶ月 | 平成27年6月就任後当事業 年度開催の取締役会8回中 全て、監査役会9回中全てに 出席 | 必要に応じ、主に公認会計士としての専門的見地、他社社外役員としての経験から議案、審議につき発言、助言を行っております。 |
| 志賀 こず江 | 5年9ヶ月 | 当事業年度開催の取締役会 10回中全て、監査役会12回 中全てに出席 | 必要に応じ、主に弁護士としての専門的見地、他社社外役員としての経験から議案、審議につき発言、助言を行っております。 |

(3) 社外役員に対する報酬等

| | 支給人数 | 銀行から受けている報酬等 | 銀行の親会社等から受けている報酬等 |
|--------------|-------------------|--------------|-------------------|
| 社外役員の報酬等の総額等 | 8名 (内 退任済み 1名) | 69百万円 | - |

- (注) 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 取締役に対する業績連動報酬の支給はしていません。
3. 平成27年6月17日開催の第15期定時株主総会において決議いただいた社外取締役および社外監査役への役員退職慰労金打ち切り支給に伴う当該事業年度の開始から当該決議時までの期間に係る役員退職慰労金未払金計上額として1百万円を上記の「報酬等」に含めて記載しております。

(4) 社外役員の意見

該当事項はありません。

4. 当行の株式に関する事項

(1) 株式数

| | |
|----------|-------------|
| 発行可能株式総数 | 4,000,000千株 |
| 発行済株式の総数 | 2,750,346千株 |

(注) 株式数は、千株未満を切り捨てて表示しております。

(2) 当年度末株主数

37,824名

(3) 大株主

| 株主の氏名又は名称 | 当行への出資状況 | |
|---|-----------|--------|
| | 持株数 | 持株比率 |
| SATURN IV SUB LP (JPMCB 380111) | 323,680千株 | 12.19% |
| 預金保険機構 | 269,128千株 | 10.14% |
| 株式会社整理回収機構整理回収銀行口 | 200,000千株 | 7.53% |
| SATURN JAPAN III SUB C.V. (JPMCB 380113) | 110,449千株 | 4.16% |
| 日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口) | 97,721千株 | 3.68% |
| CHASE MANHATTAN BANK GTS CLIENTS ACCOUNT ESCROW | 82,374千株 | 3.10% |
| JAMES CHRISTOPHER FLOWERS 380603 | 76,742千株 | 2.89% |
| JP MORGAN CHASE BANK 380055 | 73,936千株 | 2.78% |
| JPMCB:CREDIT SUISSE SECURITIES EUROPE-JPY 1007760 | 73,736千株 | 2.77% |
| 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口) | 69,592千株 | 2.62% |

(注) 1. 持株数は、千株未満を切り捨てて表示しております。

2. 持株比率は、自己株式(96,429千株)を控除し、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

3. JAMES CHRISTOPHER FLOWERS 380603名義の株式は、当行取締役であるJ. クリストファー フラワーズ氏が実質的に保有する株式として、当行が報告を受けている株式です。

5. 当行の新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度の末日において当行の会社役員が有している当行の新株予約権等

| | 第17回新株予約権 | 第20回新株予約権 |
|------------------------|--|--|
| 取締役会決議日 | 平成19年5月9日 | 平成20年5月14日 |
| 発行日 | 平成19年5月25日 | 平成20年5月30日 |
| 発行した新株予約権の数 | 3,306個 | 2,830個 |
| 取締役の保有状況 (社外取締役を除く) | - | - |
| 社外取締役の保有状況 | 20個/2名 | 20個/2名 |
| 監査役の保有状況 | - | - |
| 新株予約権の目的となる株式の種類及び数 | 普通株式1,224,000株 (新株予約権1個につき1,000株) | 普通株式1,139,000株 (新株予約権1個につき1,000株) |
| 新株予約権の行使時の1株当たり払込金額 | 555円 | 416円 |
| 新株予約権を行使することができる期間 | 平成21年6月1日から平成29年5月8日 | 平成22年6月1日から平成30年5月13日 |
| 新株予約権の行使の条件 | <p>① 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人が当行が定めた期間内に相続手続きを完了した場合に限り、本新株予約権の相続を認める。</p> <p>② 新株予約権者は平成21年6月1日から平成23年5月31日までの間は、付与された新株予約権の数の2分の1以内（1個に満たない数が生じる場合は、1個の単位に切り上げる）に限って権利を行使することができる。ただし、「新株予約権付与契約書」の定めにより、全ての新株予約権が行使期間初日から行使可能となる場合がある。</p> <p>③ 新株予約権の質入れその他一切の処分は認めないものとする。</p> <p>④ その他の条件については、平成18年6月27日開催の第6期定時株主総会及び上記決議日の取締役会決議に基づき、当行と新株予約権者との間で締結する「新株予約権付与契約書」に定めるところによる。</p> | <p>① 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人が当行が定めた期間内に相続手続きを完了した場合に限り、本新株予約権の相続を認める。</p> <p>② 新株予約権者は平成22年6月1日から平成24年5月31日までの間は、付与された新株予約権の数の2分の1以内（1個に満たない数が生じる場合は、1個の単位に切り上げる）に限って権利を行使することができる。ただし、「新株予約権付与契約書」の定めにより、全ての新株予約権が行使期間初日から行使可能となる場合がある。</p> <p>③ 新株予約権の質入れその他一切の処分は認めないものとする。</p> <p>④ その他の条件については、平成19年6月20日開催の第7期定時株主総会及び上記決議日の取締役会決議に基づき、当行と新株予約権者との間で締結する「新株予約権付与契約書」に定めるところによる。</p> |
| 有利な条件の内容 | 新株予約権を無償で発行 | |

- (2) 当事業年度中に使用人等に交付した当行の新株予約権等
該当事項はありません。

6. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の状況

| 名 称 | 当該事業年度に係る報酬等 (百万円) | そ の 他 |
|------------------|--------------------|-------|
| 有限責任監査法人 トーマツ | 監 査 証 明 業 務 | 370 |
| | 監査証明業務以外の業務 | 89 |
| | 報 酬 等 計 | 460 |

- (注) 1. 業務執行社員は小暮和敏氏、早川英孝氏、瀧原啓之氏、内田彰彦氏の4名です。
2. 「監査証明業務」とは公認会計士法第2条第1項に該当する業務です。
3. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務執行状況および報酬見積りの算出根拠などについて必要な検討を行った上で、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。
4. 当行及び当行子会社及び子法人等の会計監査人への当該事業年度に係る報酬等は以下のとおりです。

| 当 該 事 業 年 度 に 係 る 報 酬 等 (百 万 円) | |
|-----------------------------------|-----|
| 監 査 証 明 業 務 | 699 |
| 監査証明業務以外の業務 | 91 |
| 報 酬 等 計 | 790 |

(2) 責任限定契約

該当事項はありません。

(3) 会計監査人に関するその他の事項

イ. 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める事項に該当すると認める場合は、監査役全員の同意をもって会計監査人を解任する方針です。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

また、監査役会は、会計監査人が適正に業務を遂行することが困難であると認められる場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任を目的とする株主総会議案の内容を決定します。その場合、取締役会は、監査役会の決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

ロ. 会社法第459条第1項の規定による定款の定めにより取締役会に与えられた権限の行使に関する方針

当行定款第36条に定める会社法第459条第1項の規定により取締役会に与えられた権限の行使に関しましては、財務の健全性・安定性・効率性を勘案しつつ、柔軟かつ機動的な資本政策実施の観点から行使して行く方針であります。

7. 財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

該当事項はありません。

8. 業務の適正を確保する体制

8-1. 業務の適正を確保するための体制の決議の内容の概要

会社法第362条第4項第6号ならびに会社法施行規則第100条第1項および第3項に基づき取締役会が決議すべき業務の適正を確保するための体制（いわゆる内部統制システム）について、当行では、「内部統制規程」およびその関連規程等に詳細を定め、取締役会において決議しており、業務執行取締役および執行役員は、自らの所管業務に対する内部統制システムの構築・運用義務を負うとともに、全業務執行取締役、執行役員および従業員がこれに従うことを義務付けております。さらに、取締役会において定期的に内部統制システムの整備状況の確認と内部統制システム構築について基本方針の決定を行うことにしています。その概要は以下のとおりです。

- (1) 当行の取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制（会社法第362条第4項第6号、会社法施行規則第100条第1項第4号）

当行の取締役および従業員の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制の基礎として、当行は「新生銀行行動規範」を定めて、個々の役職員全員が遵守すべきものとしております。

「新生銀行行動規範」においては、職務に適用される全ての法令や規則の条文および精神の遵守、社内手続きに従うことを求めるとともに、違反報告義務を定めています。また、人権の尊重、誠実・公明な業務行為、個人としての行為についての規範も定めております。

- (2) 当行の取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制（会社法施行規則第100条第1項第1号）

当行の取締役の職務の執行にかかる情報については、その保存媒体に応じ、漏洩等のないよう十分な注意をもって保存・管理に努めることとし、当行の監査役の請求に応じて随時提供することとしております。そのほか、当行の取締役および従業員の職務執行に関する情報については、当行が定めた「情報セキュリティポリシー」に従い、管理することとしております。

「情報セキュリティポリシー」では、情報を重要な資産と認識し、情報資産を適切に管理・保護することとしております。

- (3) 当行の損失の危険の管理に関する規程その他の体制（会社法施行規則第100条第1項第2号）

当行の損失の危険の管理のため、当行は「リスクマネジメントポリシー」を定め、同ポリシーに沿ったリスク管理体制を構築しております。

「リスクマネジメントポリシー」では、当行および当行グループが抱えるリスクの総和を把握し、能動的な管理を行うための基本方針を定めており、そのリスク管理は「マクロアプローチ」（経営機関による資本・資源の配分と評価）と、「規格化された業務管理フレームワーク」（段階的に分散化されたリスク取得承認プロセス）の融合により実践する体制としております。具体的な「業務管理フレームワーク」として、①信用リスク、市場リスク、流動性リスク、オペレーショナルリスク、投資リスクといったリスクの属性区分、②リスクポリシー委員会、案件審査委員会、債権管理委員会、ALM委員会、市場取引統轄委員会、新規事業・商品委員会といったリスクに応じた各種委員会組織の組成・目的・使命・機能、ならびに③リスク統轄担当および審査担当の機能・役割と責任等を規定しております。

また、大規模な災害、事故その他の当行事業活動に対する中断事由が生じた場合に備えて、業務継続体制管理委員会を設置、業務継続体制に関する各種規程を定め、重要業務を継続し、お客さまや社会に対する責務を最大限遂行するための体制を確保することとしております。

- (4) 当行の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制（会社法施行規則第100条第1項第3号）

当行は、日常の業務執行の機動性・効率性を確保するため執行役員制度を採用し、取締役社長をはじめとする業務執行取締役による指揮のもと、取締役会から委任された執行役員である担当役員が、「業務執行規程」に従い、それぞれ管掌する業務を遂行する体制をとっております。

「業務執行規程」には、業務執行取締役および執行役員の選任・解任の基準のほか、法令等の遵守、善管注意義務・忠実義務、競業避止義務、利益相反行為の禁止、取締役会への報告義務、当行に著しい損害を及ぼす恐れのある場合の対応、職務執行にかかる情報の保存および管理、さらに取締役社長が業務執行に関する決定を行う機関として業務執行取締役、ならびに総括担当役員および主担当役員レベルからなる経営会議の設置、業務執行取締役および執行役員の職務権限と責任など、取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための基本的な事項を規定しております。

- (5) 当行およびその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制（会社法第362条第4項第6号、会社法施行規則第100条第1項第5号）

当行全体の経営方針やビジネスプランおよびリスク管理やコンプライアンス態勢と整合性を持った業務運営を確保するため、各子会社・関連会社の主管部を定め、主管部が各子会社・関連会社の経営全般の指導・管理を行う体制を構築しております。そのほか、当行の子会社・関連会社の経営指導・管理は当行の「子会社・関連会社ポリシー」に従って行われます。

「子会社・関連会社ポリシー」は、①子会社・関連会社の自主性の発揮をサポートすると同時に当行全体の戦略や方向性との整合性の確保、②当行と同レベルのリスク管理や事務の実行、業務効率化の指導、③子会社・関連会社としてのファイアーウォール等を含めた規制やコンプライアンスの遵守、レピュテーションの維持、適切な内部統制の確立という子会社・関連会社の管理の3つの責務を明示し、当行グループ価値の極大化を図ることをその目的とし、主管部をはじめ行内の関連各部署の役割と責任、経営会議での承認事項、子会社・関連会社の責務、子会社・関連会社にかかわる当行役職員の責務、その他当行役職員の責務等、子会社・関連会社の経営指導・管理に関して規定しております。

- (6) 当行の監査役職務を補助すべき使用人、および当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項（会社法施行規則第100条第3項第1号、同3号）

当行は、当行の監査役職務の補助のために監査役室を設置し、同室所属の従業員を監査役職務を補助すべき使用人（「職務補助者」）として定めております。職務補助者は監査役指揮命令に従い、その業務の結果を監査役に対して報告する義務を負うものとしております。

- (7) 前項の使用人の当行の取締役からの独立性に関する事項（会社法施行規則第100条第3項第2号）

監査役室は、当行の監査役に直接報告を行っており当行の各取締役およびその業務ラインからは独立した組織として設置されており、職務補助者の任命・解雇・配転および人事異動等雇用に関する重要事項については、予め監査役会の同意を得ることとしております。また、職務補助者の賃金等の改定も予め監査役会の同意を得ることとしております。

- (8) 次に掲げる体制その他の当行の監査役への報告に関する体制（会社法施行規則第100条第3項第4号）
- ① 当行の取締役および従業員は、当行に著しい損害を及ぼす恐れのある事実を発見したときには当該事実に関する事項、そのほか当行取締役会または当行監査役会が定める事項を、当行の監査役に対して遅滞なく報告することとしています。
 - ② 当行の子会社の取締役、監査役、従業員は、当行子会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実を発見したときには当該事実に関する事項、そのほか当行取締役会または当行監査役会が定める事項を、当行の監査役に対して遅滞なく報告することとしています。
 - ③ 前各号の事項について報告を受けた当行の取締役および従業員、ならびに当行の子会社の取締役、監査役および従業員は、当該事項を、当行の監査役に対して遅滞なく報告することとしています。
 - ④ 前各号のほか、当行の取締役および従業員、ならびに当行の子会社の取締役、監査役および従業員の当行の監査役に対する内部通報制度および同制度に基づく報告については、「コンプライアンス・ホットライン手続」に基づき適切に処理することとしております。
- (9) 前項の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制（会社法施行規則第100条第3項第5号）
前項に該当する報告をした者は、当該報告をしたことを理由として、就業条件その他に関して一切不利な取扱いを受けないものとしています。
- (10) 当行の監査役職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項（会社法施行規則第100条第3項第6号）
当行は、監査役がその職務の執行について会社法第388条各号に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、当該請求に係る費用または債務が当該監査役の職務の執行に必要なと認められる場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理することとしています。また、当行の監査役は必要に応じ、法律上認められる範囲内に限り当行の費用において行外の専門家を利用することができることとしております。
- (11) その他当行の監査役職務の執行が実効的に行われることを確保するための体制（会社法施行規則第100条第3項第7号）
当行の取締役および従業員は、当行の監査役職務の執行に対して協力し、これを妨げるような行為をしてはならないとしています。
- (12) その他
当行では、取締役会で決議された「企業倫理憲章」の中で、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力には毅然かつ断固とした態度をもって対応し、その不当な介入を常に妨げるとともに、反社会的勢力との関係を一切遮断し、排除することを宣言しております。

以上の内部統制システムの実効性を検証するために、監査部は、監査役会および取締役社長の承認を経て、取締役会が決定する「内部監査規程」に基づき内部監査を行い、その結果を取締役社長および監査役会に対して報告することとしております。

8-2. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要 当事業年度における主な運用状況は以下のとおりです。

- (1) 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための取組みの状況
代表取締役を含む全役職員は、新生銀行としての行動指針を示した「新生銀行行動規範」に係る研修（Eラーニング）を受講し、行動規範の遵守を年次で誓約しております。また、取締役会に外部顧問弁護士が出席し、法令等遵守に関する事項に係る判断が必要な場合には、適時かつ適切に相談出来る体制としており、また、監査役は、法令等遵守の観点から取締役の業務執行を監査しています。
コンプライアンス事案については、全部室店にコンプライアンス責任者・コンプライアンス管理者を置き、モニタリングを行っております。
内部通報システムは、業務執行ラインから独立して把握される体制として整備されており、法務・コンプライアンス統轄部のほか、常勤監査役、外部弁護士が窓口になり、通報・調査内容は逐次常勤監査役に報告されています。
- (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に対する取組みの状況
「情報セキュリティポリシー」に従い、情報を重要な資産と認識し、当該ポリシーの下、各種社内手続きに従う形で、各種情報資産が作成、保存されております。また当該情報資産の特性に応じてアクセスの機密性を確保し、適切に管理しています。更に、情報セキュリティについて、全部室店を対象に自己チェックを定期的に行い、必要に応じ問題点の改善を図っております。
- (3) 損失の危険の管理に対する取組みの状況
「リスクマネジメントポリシー」を定めて、同ポリシーに沿ったリスク管理体制を構築しております。同ポリシーの基本方針のもと、リスク統轄担当および審査担当、ならびにリスクポリシー委員会、案件審査委員会、債権管理委員会、ALM委員会、市場取引統轄委員会および新規事業・商品委員会を通じてリスクマネジメントを実施しています。
- (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための取組みの状況
取締役会は、社外取締役5名を含む、取締役7名で構成され、社外監査役2名を含む監査役3名も出席しています。取締役会は、年6回の定例会と随時必要に応じて開催される臨時会を通じて、各議案についての審議、業務執行の状況等についての監督を行っております。
取締役社長を始めとする業務執行取締役による指揮のもと、取締役会から委任された執行役員および各業務部門長が、「業務執行規程」に従い、それぞれ管掌する業務を遂行する体制をとっており、さらに経営会議により、必要な意思決定を行っております。
当該体制のもとで、3事業年度を対象期間とするグループベースでの中期経営計画を策定し、当該計画を具体化するために、各事業年度毎に年度計画・予算および重要経営指標（KPI）を定めて、年3回のビジネスパフォーマンスレビュー（BPR）にて、計画実現に向けたプロセスや進捗状況を、経営陣がレビューしています。
- (5) 当行およびその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための取組みの状況
「子会社・関連会社ポリシー」に従って、各子会社・関連会社の主管部を定め、主管部が各子会社・関連会社の経営全般の指導・管理を行うとともに、総合企画部が子会社・関連会社管理全体を統括する体制を構築しております。行内関係各部署は子会社の事業活動やガバナンスに関する事項を四半期毎に経営会議に報告し、また、子会社の経営に関する重要事項について経営会議に付議しています。

- (6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する取組みおよび当該使用人の取締役からの独立性に関する取組みの状況
当行は、当行の監査役の監査の補助のために監査役室を設置し、同室所属の職務補助者は監査役の指揮命令に従い、その業務の結果を監査役に対して報告しています。
- (7) 取締役および使用人が監査役に報告するための体制その他監査役への報告に関する体制、および監査役の監査が実効的に行われることを確保するための取組みの状況
監査役会は、社外監査役2名を含む監査役3名で構成されております。監査役会は原則毎月実施し、監査に関する重大な事項について報告を受け、協議・決議を行っているほか、代表取締役、および会計監査人と定期的に会合し、コンプライアンスや内部統制の整備状況について意見交換を行っています。
また、常勤監査役はコンプライアンス委員会を始めとする各種重要委員会に陪席するほか、必要に応じて、グループ会社を含む各関係部店へのヒアリングなどを実施することにより、監査の実効性の向上を図っております。
- (8) 反社会的勢力排除に対する取組みの状況
「反社会的勢力への対応ガイドライン」を定めて、法務・コンプライアンス統轄部金融情報管理室が反社会的勢力対策に関する企画、推進、管理を統轄し、総務部と緊密に連携しながら、外部専門機関との連携、および主に以下の具体的施策を実施しております。反社会的勢力の排除対策として、取引開始前および取引開始後も定期的に反社会的勢力に該当するか否かのスクリーニング・チェックを実施し、また取引時に締結する約款、契約書などに反社会的勢力を排除するための所定の条項を盛り込んでいます。

9. 会計参与に関する事項

該当事項はありません。

10. その他

該当事項はありません。

連結貸借対照表 (平成28年3月31日現在)

(単位：百万円)

| 科 目 | 金 額 | 科 目 | 金 額 |
|----------------|-----------|----------------|-----------|
| (資産の部) | | (負債の部) | |
| 現金預け金 | 1,129,213 | 預金 | 5,499,992 |
| 債券貸借取引支払保証金 | 4,243 | 譲渡性預金 | 301,001 |
| 買入金銭債権 | 81,763 | 債券 | 16,740 |
| 特定取引資産 | 336,345 | コールマネー及び売渡手形 | 40,000 |
| 金銭の信託 | 255,526 | 売現先勘定 | 23,779 |
| 有価証券 | 1,227,859 | 債券貸借取引受入担保金 | 118,139 |
| 貸出金 | 4,562,923 | 特定取引負債 | 294,326 |
| 外国為替 | 17,024 | 借入金 | 801,742 |
| リース債権及びリース投資資産 | 211,453 | 外国為替 | 75 |
| その他資産 | 799,420 | 短期社債 | 129,400 |
| 有形固定資産 | 48,781 | 社債 | 95,121 |
| 建物 | 16,640 | その他負債 | 380,458 |
| 土地 | 3,336 | 賞与引当金 | 8,419 |
| 有形リース資産 | 21,120 | 役員賞与引当金 | 77 |
| 建設仮勘定 | 382 | 退職給付に係る負債 | 8,791 |
| その他の有形固定資産 | 7,300 | 睡眠債券払戻損失引当金 | 2,903 |
| 無形固定資産 | 48,897 | 利息返還損失引当金 | 133,695 |
| ソフトウェア | 25,888 | 繰延税金負債 | 378 |
| のれん | 18,114 | 支払承諾 | 280,620 |
| 無形リース資産 | 1 | 負債の部合計 | 8,135,665 |
| 無形資産 | 4,188 | (純資産の部) | |
| その他の無形固定資産 | 703 | 資本金 | 512,204 |
| 退職給付に係る資産 | 2,394 | 資本剰余金 | 79,461 |
| 債券繰延資産 | 3 | 利益剰余金 | 267,716 |
| 繰延税金資産 | 14,050 | 自己株式 | △72,559 |
| 支払承諾見返 | 280,620 | 株主資本合計 | 786,823 |
| 貸倒引当金 | △91,732 | その他有価証券評価差額金 | 11,911 |
| 資産の部合計 | 8,928,789 | 繰延ヘッジ損益 | △14,770 |
| | | 為替換算調整勘定 | 362 |
| | | 退職給付に係る調整累計額 | △2,970 |
| | | その他の包括利益累計額合計 | △5,466 |
| | | 新株予約権 | 512 |
| | | 非支配株主持分 | 11,254 |
| | | 純資産の部合計 | 793,124 |
| | | 負債及び純資産の部合計 | 8,928,789 |

連結損益計算書 (平成27年4月1日から 平成28年3月31日まで)

(単位：百万円)

| 科 目 | 金 額 | |
|------------------------|----------------|----------------|
| 経常収益 | | 375,732 |
| 資金運用収益 | 140,739 | |
| 貸出金利息 | 124,928 | |
| 有価証券利息配当金 | 13,300 | |
| コールローン利息及び買入手形利息 | 59 | |
| 買現先利息 | 102 | |
| 債券貸借取引受入利息 | 5 | |
| 預け金利息 | 1,119 | |
| その他の受入利息 | 1,224 | |
| 役務取引等収益 | 47,357 | |
| 特定取引収益 | 8,598 | |
| その他業務収益 | 150,925 | |
| その他経常収益 | 28,111 | |
| 償却債権取立益 | 8,166 | |
| その他の経常収益 | 19,945 | |
| 経常費用 | | 313,641 |
| 資金調達費用 | 18,394 | |
| 預金利息 | 8,212 | |
| 譲渡性預金利息 | 224 | |
| 債券利息 | 24 | |
| コールマネー利息及び売渡手形利息 | 120 | |
| 売現先利息 | 154 | |
| 債券貸借取引支払利息 | 181 | |
| 借用金利息 | 4,792 | |
| 短期社債利息 | 439 | |
| 社債利息 | 2,877 | |
| その他の支払利息 | 1,367 | |
| 役務取引等費用 | 21,864 | |
| 特定取引費用 | 170 | |
| その他業務費用 | 100,883 | |
| 営業経費 | 148,791 | |
| のれん償却額 | 5,256 | |
| 無形資産償却額 | 2,161 | |
| その他の営業経費 | 141,373 | |
| その他経常費用 | 23,537 | |
| 貸倒引当金繰入額 | 10,802 | |
| その他の経常費用 | 12,734 | |
| 経常利益 | | 62,090 |
| 特別利益 | | 1,714 |
| 固定資産処分益 | 544 | |
| その他の特別利益 | 1,169 | |
| 特別損失 | | 987 |
| 固定資産処分損 | 71 | |
| 減損損失 | 636 | |
| その他の特別損失 | 279 | |
| 税金等調整前当期純利益 | | 62,817 |
| 法人税、住民税及び事業税 | 1,999 | |
| 法人税等調整額 | △511 | |
| 法人税等合計 | | 1,488 |
| 当期純利益 | | 61,329 |
| 非支配株主に帰属する当期純利益 | | 378 |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 | | 60,951 |

連結株主資本等変動計算書 (平成27年4月1日から
平成28年3月31日まで)

(単位：百万円)

| | 株 主 資 本 | | | | 株主資本合計 |
|--------------------------|---------|-----------|-----------|---------|---------|
| | 資 本 金 | 資 本 剰 余 金 | 利 益 剰 余 金 | 自 己 株 式 | |
| 当 期 首 残 高 | 512,204 | 79,461 | 209,419 | △72,558 | 728,526 |
| 当 期 変 動 額 | | | | | |
| 剰余金の配当 | | | △2,653 | | △2,653 |
| 親会社株主に帰属 する当期純利益 | | | 60,951 | | 60,951 |
| 自己株式の取得 | | | | △0 | △0 |
| 非支配株主との取引に係る 親会社の持分変動 | | △0 | | | △0 |
| 連結子会社増加による減少高 | | | △0 | | △0 |
| 株主資本以外の項目の 当期変動額(純額) | | | | | |
| 当期変動額合計 | - | △0 | 58,297 | △0 | 58,296 |
| 当 期 末 残 高 | 512,204 | 79,461 | 267,716 | △72,559 | 786,823 |

| | その他の包括利益累計額 | | | | | 新株予約権 | 非支配株主持分 | 純資産合計 |
|--------------------------|------------------|-------------|--------------|----------------------|-----------------------|-------|---------|---------|
| | その他有価証券 評価差額金 | 繰延ヘッジ 損益 | 為替換算 調整勘定 | 退職給付 に係る 調整累計額 | その他の 包括利益 累計額合計 | | | |
| 当 期 首 残 高 | 10,830 | △11,501 | 3,682 | △515 | 2,496 | 1,211 | 21,528 | 753,762 |
| 当 期 変 動 額 | | | | | | | | |
| 剰余金の配当 | | | | | | | | △2,653 |
| 親会社株主に帰属 する当期純利益 | | | | | | | | 60,951 |
| 自己株式の取得 | | | | | | | | △0 |
| 非支配株主との取引に係る 親会社の持分変動 | | | | | | | | △0 |
| 連結子会社増加による減少高 | | | | | | | | △0 |
| 株主資本以外の項目の 当期変動額(純額) | 1,080 | △3,269 | △3,320 | △2,454 | △7,962 | △698 | △10,273 | △18,935 |
| 当期変動額合計 | 1,080 | △3,269 | △3,320 | △2,454 | △7,962 | △698 | △10,273 | 39,361 |
| 当 期 末 残 高 | 11,911 | △14,770 | 362 | △2,970 | △5,466 | 512 | 11,254 | 793,124 |

第16期末 (平成28年3月31日現在) 貸借対照表

(単位：百万円)

| 科 目 | 金 額 | 科 目 | 金 額 |
|---------------|------------------|---------------------|------------------|
| (資産の部) | | (負債の部) | |
| 現金預け金 | 1,049,396 | 預金 | 5,664,767 |
| 現金 | 5,046 | 当座預金 | 49,342 |
| 預け金 | 1,044,350 | 普通預金 | 2,133,046 |
| 買入金銭債権 | 192,146 | 通知預金 | 20,095 |
| 特定取引資産 | 311,832 | 定期預金 | 3,005,648 |
| 特定取引有価証券派生商品 | 25,885 | その他の預金 | 456,634 |
| 特定金融派生商品 | 285,946 | 譲渡性預金 | 301,001 |
| 金銭の信託 | 151,647 | 債券 | 16,740 |
| 有価証券 | 1,603,809 | 債券発行高 | 16,740 |
| 国債 | 748,010 | コールマネー | 40,000 |
| 地方債 | 505 | 売現先勘定 | 23,779 |
| 社債 | 68,513 | 債券貸借取引受入担保金 | 116,409 |
| 株式 | 384,254 | 特定取引負債 | 291,356 |
| その他の証券 | 402,524 | 特定取引有価証券派生商品 | 23,341 |
| 貸出金 | 4,300,152 | 特定金融派生商品 | 268,014 |
| 割引手形 | 368 | 借入金 | 374,827 |
| 手形貸付 | 33,351 | 借入金 | 374,827 |
| 証書貸付 | 3,667,596 | 外国為替 | 75 |
| 当座貸越 | 598,835 | 未払外国為替 | 75 |
| 外国為替 | 17,024 | 社債 | 57,619 |
| 外国他店預け | 15,427 | その他負債 | 162,635 |
| 取立外国為替 | 1,596 | 未払法人税等 | 748 |
| その他資産 | 205,762 | 未払費用 | 23,595 |
| 前払費用 | 2,037 | 前受収益 | 692 |
| 未収収益 | 8,129 | 金融派生商品 | 87,365 |
| 先物取引差入証拠金 | 4,217 | 金融商品等受入担保金 | 28,803 |
| 先物取引差金勘定 | 483 | 資産除去債務 | 7,443 |
| 金融派生商品 | 98,943 | その他の負債 | 13,987 |
| 金融商品等差入担保金 | 37,713 | 賞与引当金 | 4,511 |
| 社債発行費 | 178 | 睡眠債券払戻損失引当金 | 2,903 |
| その他の資産 | 54,059 | 繰延税金負債 | 2,873 |
| 有形固定資産 | 17,813 | 支払承諾 | 21,730 |
| 建物 | 13,003 | 負債の部合計 | 7,081,231 |
| 建設仮勘定 | 62 | (純資産の部) | |
| その他の有形固定資産 | 4,748 | 資本金 | 512,204 |
| 無形固定資産 | 13,572 | 資本剰余金 | 79,465 |
| ソフトウェア | 10,966 | 資本準備金 | 79,465 |
| のれん | 1,200 | 利益剰余金 | 264,216 |
| リース資産 | 678 | 利益準備金 | 13,689 |
| その他の無形固定資産 | 726 | その他利益剰余金 | 250,526 |
| 前払年金費用 | 1,073 | 繰越利益剰余金 | 250,526 |
| 債券繰延資産 | 3 | 自己株式 | △72,559 |
| 債券発行費用 | 3 | 株主資本合計 | 783,327 |
| 支払承諾見返 | 21,730 | その他有価証券評価差額金 | 10,777 |
| 貸倒引当金 | △28,282 | 繰延ヘッジ損益 | △18,166 |
| 資産の部合計 | 7,857,682 | 評価・換算差額等合計 | △7,389 |
| | | 新株予約権 | 512 |
| | | 純資産の部合計 | 776,450 |
| | | 負債及び純資産の部合計 | 7,857,682 |

第16期 (平成27年4月1日から
平成28年3月31日まで) 損益計算書

(単位：百万円)

| 科 目 | 金 額 |
|----------------|----------------|
| 経常収益 | 176,230 |
| 資金運用収益 | 109,149 |
| 貸出金利息 | 80,384 |
| 有価証券利息配当金 | 25,952 |
| コールローン利息 | 59 |
| 買現先利息 | 102 |
| 債券貸借取引受入利息 | 0 |
| 預け金利息 | 1,049 |
| その他の受入利息 | 1,601 |
| 役務取引等収益 | 19,285 |
| 受入為替手数料 | 1,210 |
| その他の役務収益 | 18,075 |
| 特定取引収益 | 5,031 |
| 特定取引有価証券収益 | 361 |
| 特定金融派生商品収益 | 4,670 |
| その他業務収益 | 13,264 |
| 外国為替売買益 | 5,596 |
| 国債等債券売却益 | 6,944 |
| 金融派生商品収益 | 453 |
| その他の業務収益 | 270 |
| その他経常収益 | 29,499 |
| 貸倒引当金戻入益 | 17,119 |
| 償却債権取立益 | 3,505 |
| 株式等売却益 | 1,293 |
| 金銭の信託運用益 | 4,493 |
| その他の経常収益 | 3,087 |
| 経常費用 | 126,863 |
| 資金調達費用 | 15,778 |
| 預金利息 | 8,225 |
| 譲渡性預金利息 | 224 |
| 債券利息 | 24 |
| コールマネー利息 | 120 |
| 売現先利息 | 154 |
| 債券貸借取引支払利息 | 171 |
| 借入金利息 | 2,088 |
| 社債利息 | 3,403 |
| 金利スワップ支払利息 | 1,347 |
| その他の支払利息 | 19 |

(単位：百万円)

| 科 目 | 金 額 | |
|---------------------|---------------|---------------|
| 役務取引等費用 | 24,103 | |
| 支払為替手数料 | 1,353 | |
| その他の役務費用 | 22,750 | |
| 特定取引費用 | 197 | |
| その他の特定取引費用 | 197 | |
| その他業務費用 | 2,285 | |
| 国債等債券売却損 | 1,191 | |
| 債券発行費用償却 | 8 | |
| 社債発行費償却 | 251 | |
| その他の業務費用 | 833 | |
| 営業経費 | 76,173 | |
| その他経常費用 | 8,324 | |
| 貸出金償却 | 498 | |
| 株式等売却損 | 3,606 | |
| 株式等償却 | 638 | |
| 金銭の信託運用損 | 2 | |
| 睡眠債券払戻損失引当金繰入額 | 2,903 | |
| その他の経常費用 | 675 | |
| 経常利益 | | 49,366 |
| 特別利益 | | 842 |
| 固定資産処分益 | 0 | |
| 関係会社清算益 | 143 | |
| その他の特別利益 | 698 | |
| 特別損失 | | 7,374 |
| 固定資産処分損 | 57 | |
| 減損損失 | 480 | |
| その他の特別損失 | 6,836 | |
| 税引前当期純利益 | | 42,834 |
| 法人税、住民税及び事業税 | △618 | |
| 法人税等調整額 | 1,886 | |
| 法人税等合計 | | 1,268 |
| 当期純利益 | | 41,566 |

第16期 (平成27年4月1日から平成28年3月31日まで) 株主資本等変動計算書

(単位：百万円)

| | 株 主 資 本 | | | | | | | 株主資本合計 |
|-------------------------|---------|-----------|-------------|-----------|-----------------------------|-------------|---------|---------|
| | 資 本 金 | 資 本 剰 余 金 | | 利 益 剰 余 金 | | | 自 己 株 式 | |
| | | 資本準備金 | 資本剰余金 合計 | 利益準備金 | その他 利益剰余金 繰越利益 剰余金 | 利益剰余金 合計 | | |
| 当 期 首 残 高 | 512,204 | 79,465 | 79,465 | 13,158 | 212,144 | 225,303 | △72,558 | 744,415 |
| 当 期 変 動 額 | | | | | | | | |
| 剰余金の配当 | | | | 530 | △3,184 | △2,653 | | △2,653 |
| 当 期 純 利 益 | | | | | 41,566 | 41,566 | | 41,566 |
| 自己株式の取得 | | | | | | | △0 | △0 |
| 株主資本以外の項目 の当期変動額(純額) | | | | | | | | |
| 当 期 変 動 額 合 計 | - | - | - | 530 | 38,381 | 38,912 | △0 | 38,912 |
| 当 期 末 残 高 | 512,204 | 79,465 | 79,465 | 13,689 | 250,526 | 264,216 | △72,559 | 783,327 |

| | 評 価 ・ 換 算 差 額 等 | | | 新 株 予 約 権 | 純 資 産 合 計 |
|-------------------------|------------------|---------|----------------|-----------|-----------|
| | その他有価証券 評価差額金 | 繰延ヘッジ損益 | 評価・換算差額 等合計 | | |
| 当 期 首 残 高 | 8,502 | △17,395 | △8,893 | 1,211 | 736,733 |
| 当 期 変 動 額 | | | | | |
| 剰余金の配当 | | | | | △2,653 |
| 当 期 純 利 益 | | | | | 41,566 |
| 自己株式の取得 | | | | | △0 |
| 株主資本以外の項目の 当期変動額(純額) | 2,275 | △771 | 1,503 | △698 | 804 |
| 当 期 変 動 額 合 計 | 2,275 | △771 | 1,503 | △698 | 39,717 |
| 当 期 末 残 高 | 10,777 | △18,166 | △7,389 | 512 | 776,450 |

連結計算書類に係る会計監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成28年5月9日

株式会社 新生銀行
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

| | | | |
|--------------------|-------|---------|---|
| 指定有限責任社員 業務執行社員 | 公認会計士 | 小 暮 和 敏 | ㊞ |
| 指定有限責任社員 業務執行社員 | 公認会計士 | 早 川 英 孝 | ㊞ |
| 指定有限責任社員 業務執行社員 | 公認会計士 | 濱 原 啓 之 | ㊞ |
| 指定有限責任社員 業務執行社員 | 公認会計士 | 内 田 彰 彦 | ㊞ |

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社新生銀行の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社新生銀行及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成28年5月9日

株式会社 新生 銀行
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

| | | | |
|--------------------|-------|---------|---|
| 指定有限責任社員 業務執行社員 | 公認会計士 | 小 暮 和 敏 | Ⓔ |
| 指定有限責任社員 業務執行社員 | 公認会計士 | 早 川 英 孝 | Ⓔ |
| 指定有限責任社員 業務執行社員 | 公認会計士 | 濱 原 啓 之 | Ⓔ |
| 指定有限責任社員 業務執行社員 | 公認会計士 | 内 田 彰 彦 | Ⓔ |

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社新生銀行の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第16期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第16期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査規程、監査計画、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、所管部署及び有限責任監査法人トーマツから当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。
 - ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果
会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。
平成28年5月10日

株式会社 新生銀行 監 査 役 会

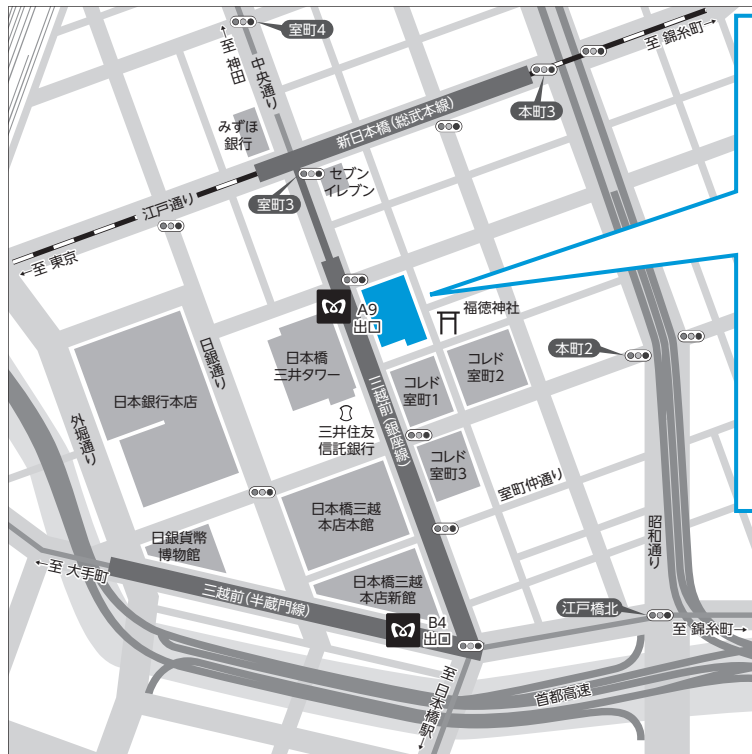
| | | | | | |
|-------|---|---|---|---|---|
| 常勤監査役 | 永 | 田 | 信 | 哉 | Ⓔ |
| 社外監査役 | 渋 | 谷 | 道 | 夫 | Ⓔ |
| 社外監査役 | 志 | 賀 | こ | ず | 江 |

以 上

会場ご案内図

【会場】 野村コンファレンスプラザ日本橋 大ホール

東京都中央区日本橋室町二丁目4番3号 日本橋室町野村ビル YUITO 6階



野村コンファレンス
プラザ日本橋
(日本橋室町野村ビル)
“YUITO”6階

【交通のご案内】

- 地下鉄-東京メトロ 銀座線・半蔵門線 三越前駅 (A9出口方面) 徒歩約1分
- 地下鉄-東京メトロ 半蔵門線 三越前駅 (B4出口) 徒歩約5分
- 地下鉄-東京メトロ 東西線・都営浅草線 日本橋駅 (B12出口) 徒歩約10分
- JR線-総武本線 新日本橋駅 (1番出口) 徒歩約4分
- JR線-中央線・山手線・京浜東北線 神田駅 (南口) 徒歩約10分
神田駅からは、中央通りを日本橋方向に進む。

JR新日本橋駅、半蔵門線・銀座線三越前駅からは、**地下道でYUITOに直結しています。**

当日は、節電への協力の一環として、会場の空調設定温度を28℃とし、役職員一同「クールビズ」の軽装といたします。

例年会場内に設置しておりましたカフェコーナーにつきましては、本年より取りやめることといたしました。何卒ご了承くださいませようお願い申し上げます。

